

第67回 佐用町議会〔定例〕会議録 （第1日）

平成27年6月9日（火曜日）

出席議員 (14名)	1番	加古原 瑞樹	2番	千種 和英
	3番	小林 裕和	4番	廣利 一志
	5番	竹内 日出夫	6番	石堂 基
	7番	岡本 義次	8番	金谷 英志
	9番	山本 幹雄	10番	岡本 安夫
	11番	矢内 作夫	12番	石黒 永剛
	13番	平岡 きぬゑ	14番	西岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	舟 引 新	書 記	宇 多 雅 弘
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	勝 山 剛	教 育 次 長	坂 本 博 美
	総 務 課 長	鎌 井 千 秋	企画防災課長	久 保 正 彦
	税 務 課 長	加 藤 逸 生	住 民 課 長	岡 本 隆 文
	健康福祉課長	森 下 守	農林振興課長	横 山 芳 己
	商工観光課長	高 見 寛 治	建 設 課 長	鎌 内 正 至
	上下水道課長	上 野 耕 作	生涯学習課長	服 部 憲 靖
	天文台公園長	谷 口 俊 廣	上 月 支 所 長	中 石 嘉 勝
	南 光 支 所 長	鎌 内 寛 憲	三日月支所長	岡 田 義 一
	会 計 課 長	船 曳 覚	教 育 課 長	尾 崎 文 昭
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 会期決定の件
- 日程第 3. 発議第 1 号 平和安全法制整備法案、国際平和支援法案の廃案を求める意見書（案）
- 日程第 4. 報告第 2 号 平成 26 年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 5. 報告第 3 号 平成 26 年度佐用町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 6. 報告第 4 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて
専決第 18 号）
- 日程第 7. 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町過疎地域の指定に伴う
固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
専決第 2 号）
- 日程第 8. 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町税条例等の一部を改正
する条例について 専決第 3 号）
- 日程第 9. 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度佐用町一般会計補
正予算第 8 号 専決第 4 号）
- 日程第 10. 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度佐用町メガソーラ
ー事業収入特別会計補正予算第 2 号 専決第 5 号）
- 日程第 11. 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度佐用町国民健康保
険特別会計補正予算第 4 号 専決第 6 号）
- 日程第 12. 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度佐用町後期高齢者
医療特別会計補正予算第 4 号 専決第 7 号）
- 日程第 13. 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度佐用町介護保険特
別会計補正予算第 5 号 専決第 8 号）
- 日程第 14. 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度佐用町朝霧園特別
会計補正予算第 5 号 専決第 9 号）
- 日程第 15. 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度佐用町簡易水道事
業特別会計補正予算第 4 号 専決第 10 号）
- 日程第 16. 承認第 10 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度佐用町特定環境保
全公共下水道事業特別会計補正予算第 4 号 専決第 11 号）
- 日程第 17. 承認第 11 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度佐用町生活排水処
理事業特別会計補正予算第 3 号 専決第 12 号）
- 日程第 18. 承認第 12 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度佐用町西はりま天
文台公園特別会計補正予算第 5 号 専決第 13 号）
- 日程第 19. 承認第 13 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度佐用町笹ヶ丘荘特
別会計補正予算第 3 号 専決第 14 号）
- 日程第 20. 承認第 14 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度佐用町歯科保健特
別会計補正予算第 3 号 専決第 15 号）
- 日程第 21. 承認第 15 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度佐用町宅地造成事
業特別会計補正予算第 1 号 専決第 16 号）
- 日程第 22. 承認第 16 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町介護保険条例の一部を
改正する条例について 専決第 17 号）
- 日程第 23. 議案第 64 号 佐用町緊急通報センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 24. 議案第 65 号 佐用町子育て支援センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 25. 議案第 66 号 平成 27 年度佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 26. 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

- 日程第 27. 請願第 1 号 米価対策の意見書を求める請願（委員長報告）
日程第 28. 請願第 2 号 T P P 交渉に関する請願（委員長報告）
日程第 29. 請願第 3 号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2016 年度政府予算に係る意見書採択の要請に関する件
日程第 30. 委員会付託について
追加日程第 1. 発議第 2 号 少人数学級の推進など定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を求める意見書（案）
-

午前 0 9 時 3 0 分 開会

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。本日ここに、第 67 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には早朝よりおそろいでご参集賜わり、誠に御苦労さまでございます。

また、町長をはじめ、副町長、教育長、各課長、各支所長の皆さん方にも大変御苦労さまでございます。よろしく願いをいたします。

去る 5 月 18 日には、石黒議員と庵途町長が、兵庫県より自治功労者表彰を受けられました。本当に、おめでとうございます。

また、6 月 1 日には、全国町村議長会より前議員の高木さん、笹田さん、金谷議員と私。そして、兵庫県町議会議長会より岡本副議長、石黒議員、矢内議員が、それぞれ各自自治功労の表彰を受けられました。

受彰されました各位におかれましては、心よりお祝いを申し上げます。おめでとうございます。

さて、今期定例会には、専決処分承認を初め、条例の一部改正、平成 27 年度一般会計補正予算など、合わせて 27 案件が付議されております。

議員各位には、これら諸案件につき慎重なるご審議を賜り、適切妥当なる結論が得られますようお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。

それでは、町長、挨拶をお願いします。

町長（庵途典章君） 皆さん、改めましておはようございます。早朝から御苦労さまです。

今日は、雨が上がりましたが、いよいよ本格的な梅雨に入りました。今年の田植えも終盤に入ってきましたけれども、それぞれ各地域順調に進んだようで、何よりと思っております。

さて、今、6 月定例議会に当たりましては、先ほど、議長から御挨拶いただきましたように、専決させていただきました 26 年度の最終補正予算。そして、27 年度の一般会計の補正予算。また、条例の一部改正等議案を提案をさせていただきます。それぞれ、慎重に十分にご審議を賜りますように、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、ちょっとこの挨拶の時間をいただきまして、挨拶を兼ねて 4 点ほどご報告をさせていただきます。

まず、交通死亡事故ゼロの記録が、ずっと続いておりました。しかし、残念ながら 6 月 4 日に林崎で事故が発生をいたしまして、5 日に亡くなっております。86 歳ぐらいでしたか、高齢のおばあさんが亡くなられて交通死亡事故ゼロの記録は途切れました。非常に残念なんですけれども、これまで 1,671 日という記録。これ自体は、県下でもこれまでなか

った最長の記録でありました。ただ、記録は途切れましたが、これからまた、新たな記録に向けて死亡事故、特に、こうした死亡事故が発生しないように、皆さんで注意をいただきたいということで防災無線での放送もさせていただいたところでございます。

それから2点目につきまして、これは既に解除をされておりますけれども、小赤松国道373号の落石に伴う全面通行止めにつきましては、この6月10日までという予定で仮の対策工事をしていただいておりますけれども、一応、早く終わります、5月29日3時から片側通行という形で通行止めが解除をされたところであります。ただ、これから本格的な、この落石防止と危険防止の対策工事を行うということで、詳細な設計はこれからするというところであります。これが期間としては、今年度末を一応の目途ということで、土木の所長のほうからお話がありました。来年の3月末までに、一応、対策工事を行いたいということですが、実際やってみないと、なかなかわからないところがあって、一応、予定であるということでもあります。その間は、現在の片側通行という形が続きますので、早くても片側通行が解除されるのは、今年度、3月末ということになろうかと思えます。

それと、もう2点、智頭急行の株主総会が先般ございました。26年度の営業成績等の報告がございまして、26年度につきましては、純利益で2億5,600万円余りの純利益ができました。24年度1億1,400万円。そして、25年度で2億600万円という利益が出ておりました、今年は、それから増えた。かなり利益が、また、増えております。一時6億円ぐらいの利益が出ていたんですけども、非常に乗車人員も減少、少なくなっております。そういう中で、若干の利益が確保できているということについては、非常にありがたいと思っております。はくとは、やはりまだ、乗車人員が若干減ってきております。それから、いなばは、若干増えているという状況です。これ、姫鳥道ができたという影響、これは非常に影響は、ずっと当然、続いております。黒字経営ができているということは、非常にありがたいというふうに思います。

それと、最後であります、職員の採用予定について、少し皆さんにお知らせをさせていただきたいと思えます。28年度の採用予定につきましては、一般職を6名。保育士を3名。保健師1名の採用を予定しております。計10名ということになります。募集は、7月に入って募集要項を発表をさせていただきます。そして、9月20日に一次試験を行うという予定で募集をさせていただきますので、ぜひ優秀なやる気のある職員を採用したいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。特に、最近少ないのが保育士、また、保健師を採用したいと思っているんですけども、なかなか保健師の資格を持った保健師が見当たらないと言いますか、どこの市町でも、なかなか募集しても応募が少ないということを聞いておりますので、また、皆さんの中で、そういう情報があれば、また、知らせていただければ非常にありがたいと思っております。

以上、4点ほどお知らせして、御挨拶にかえさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

議長（西岡 正君） ただ今のお出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第67回佐用町議会定例会を開会いたします。

なお、今期定例会のため、地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、教育次長、各課長、天文台公園長、各支所長であります。

これより、本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（西岡 正君） 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、議長より指名をいたします。4番、廣利一志君。5番、竹内日出夫君。

以上の両君にお願いいたします。

日程第2．会期決定の件

議長（西岡 正君） 続いて日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日6月9日から6月23日までの15日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日6月9日から6月23日までの15日間と決定いたしました。

ここで、あらかじめ申し上げておきますが、以降の議案書は、予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案朗読を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

日程第3．発議第1号 平和安全法制整備法案、国際平和支援法案の廃案を求める意見書（案）

議長（西岡 正君） それでは、日程第3に入ります。

日程第3、発議第1号、平和安全法制整備法案、国際平和支援法案の廃案を求める意見書（案）について」を議題といたします。

提案に対する提出者の説明を求めます。8番、金谷英志君。

〔8番 金谷英志君 登壇〕

8番（金谷英志君） ただ今、議案になりました発議第1号、平和安全法制整備法案、国際平和支援法案の廃案を求める意見書の提案説明を行います。議員各位には、お手元に配付していると思いますが、よろしく願いいたします。

この平和安全法制整備法と国際平和支援法は、平和、安全にほど遠い、憲法9条破壊の戦争立法そのものです。法案は要綱など含めて400ページを超え、これに無数の関連法の改定が加わるものです。

平和安全法制整備法は、既存の自衛隊法、海外派兵法から憲法の歯止めを取り除き、平時から集団的自衛権の行使に至るまで、あらゆる事態で米軍を支援するための法案で、米軍支援法とも言い換えることができ、国際平和支援法は米軍主導のあらゆる多国籍軍への

自衛隊派兵を、名ばかりの国会承認で政府に白紙委任するための法案で海外派兵恒久法であります。

安倍首相は、戦争法案と言われると悪質なレッテル張りと言いますが、もともと安倍首相も安全保障法制といい続けてきましたし、自民党元幹事長で防衛庁長官も務めた山崎拓氏は5月16日の放送のTBS番組、報道特集で、法案は憲法9条に違反し、戦争法案といっても過言ではないと明言しています。

5月26日の衆議院本会議の代表質問で日本共産党の志位委員長は、この法案の3つの問題を指摘しています。

第1は、米国が世界のどこであれ、戦争に乗り出した際、自衛隊が従来禁じられてきた戦闘地域まで行って、弾薬の補給、武器の輸送など軍事支援を行うようになることです。自衛隊が戦闘地域まで行って活動すれば、相手から攻撃を受ける可能性がある。攻撃されたら自衛隊も必要な場合、武器を使用する。相手がさらに攻撃してくれば自衛隊が応戦する。たとえ武力行使を目的にしていなくても、補給や輸送などの後方支援が目的であっても、結果として自衛隊が戦闘を行うことになります。これは憲法9条が禁止した武力行使そのものです。

政府が後方支援と呼ぶ活動は、兵たんと呼ばれる活動で、兵たんは国際法上、軍事攻撃の目標とされることを政府も認めています。政府のいう武力行使と一体でない後方支援など世界では通用しません。

第2に、PKO・国連平和維持活動法での自衛隊の派兵地域と武器使用の拡大です。改定案では、国連が統括していない活動にも自衛隊を参加させ、形式上の停戦合意がされていれば戦乱が続く地域にも自衛隊を派兵し治安維持活動に取り組むようにしています。さらに、これまで自己防護のために限っていた武器の使用を、任務遂行、いわゆる敵対勢力の妨害除去でも認めるなど格段に拡大するものです。

第3は、武力攻撃事態法などの改定で、日本がどこからも攻撃されていないのに、集団的自衛権を発動して、米国の戦争に自衛隊が参戦し、海外で武力を行使するようになります。安倍首相は、米国が先制攻撃した場合でも発動するのかとの質問に、総合的、客観的に判断するとして否定はしていません。そして、日本政府は米国による武力行使に対し国際法上違法な武力行使として反対したことは一度もありません。このような異常な米国追随の国は世界の主要国でも日本だけです。このような政府が、米国が無法な戦争に乗り出しても、言われるままに集団的自衛権を発動することは明らかです。

5月24日放送のTBS系、時事放談で自民党の重鎮で元官房長官の野中広務氏と元幹事長の古賀誠氏が、戦争できる国づくりに厳しい言葉を連ねています。野中氏は、党首討論での戦争法案をめぐる首相の発言について、具体的に答えようとしなくて、的を外して答弁していた。過去の戦争のいかに愚かであったかという責任を問うた質問に答えず、しかも、ポツダム宣言すら読んだことがないような発言だった。わずかでもあの戦争に参加したことのある経験のある私があの姿を見ておって、死んでも死に切れない気持ちだと語り、古賀氏は、アメリカと一緒に後方支援ということで地球の裏側まで行けるようになると、極めて心配していたこと、恐れていたことことが党首討論の中でも一部出てきて、いよいよ特別委員会で議論を深めていくことになります。恐ろしいことだと語っています。

6月4日の衆議院憲法審査会で、立憲主義をテーマに招致された参考人の憲法学者3氏がそろって、集団的自衛権行使を可能にする戦争法案について憲法に違反するとの認識を表明しました。

自民党推薦の早稲田大学法学学術院教授の長谷部氏は、集団的自衛権が許されるという点は憲法違反だ。従来の政府見解が基本的な論理の枠内では説明がつかないし、法的安定性を大きく揺るがすとし、民主党推薦の慶応義塾大学名誉教授の小林氏は、憲法9条2項

で軍隊と交戦権は与えられていない。9条をそのままに、仲間を助けるために海外に戦争に行くというのは、憲法9条、とりわけ2項違反だと述べ、維新の党推薦の早稲田大学政治経済学術院教授の笹田氏は、従来の政府の憲法解釈は、ガラス細工だが、ギリギリのところで保ってきている。今の定義では踏み越えてしまったので憲法違反だと述べています。

最近の共同通信の世論調査では、安倍政権が法案を十分説明しているとは思はないが81パーセントで、テレビ朝日の世論調査では、廃案にするべきだ。今の国会にこだわらず時間をかけて審議すべきだを合わせて82パーセントに上っています。8割を超える人がこの国会で通すのを望んでおりません。この多くの声に応じて本意見書を採択されますよう慎重審議をお願いし提案説明といたします。

議長（西岡 正君） 発議第1号に対する説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、発議第1号につきましては、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みおきの上、質疑をお願いいたします。

発議第1号について、質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております発議第1号は、会議規則第37条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって発議第1号、平和安全法制整備法案、国際平和支援法案の廃案を求める意見書（案）については、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第4．報告第2号 平成26年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第4、報告第2号、平成26年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告について、町長より報告があります。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第2号、平成26年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、繰越明許費の財源が確定をいたしましたのでご報告を申し上げます。

まず、一般会計でございますが、地域住民生活等緊急支援交付金事業など8事業、繰越額合計2億8,587万4,000円の財源内訳は、国県支出金8,924万3,000円、地方債1億7,050万円、一般財源が2,613万1,000円でございます。

国民健康保険特別会計につきましては、社会保障・税番号制度システム整備事業の繰越額が215万9,000円、その財源は全額一般財源でございます。

後期高齢者医療特別会計につきましても同様に、社会保障・税番号制度システム整備事業の繰越額が186万7,000円、その全額が一般財源でございます。

介護保険特別会計につきましても同じく、社会保障・税番号制度システム整備事業の繰越額が 268 万 5,000 円、その全額が一般財源でございます。

簡易水道事業特別会計につきましては、簡易水道事業の繰越額 1,500 万円の財源内訳は、地方債 1,400 万円、一般財源 100 万円でございます。

特定環境保全公共下水道事業特別会計につきましては、特定環境保全公共下水道事業の繰越額 637 万 3,000 円、その財源は全額がその他特定財源、下水道管移設補償費でございます。

以上、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、ご報告を申し上げます。

議長（西岡 正君） 以上で、町長の報告は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 社会保障・税番号制度システム整備事業として、総額、国・県支出金及び一般財源 1,390 万 7,000 円について伺いたいんですが、年金機構が 6 月 1 日に年金の個人情報管理しているシステムが不正アクセスを受け、加入者の名前や年金番号など 125 万件に上る個人情報が流出したと発表しております。

10 月から番号通知を開始するわけですが、年金情報に適用して使われる予定ですが、公的機関の個人情報管理の脆弱性が浮き彫りになったということで、マイナンバー実施の是非も問われているところなんですが、マイナンバー制度は、年金情報を含む社会保障と税などの膨大な個人情報を行政が一元的に把握活用するもので、10 月から番号の通知、来年 1 月から利用を始める計画ですが、一たび流出すれば、はかり知れない被害を招く致命的欠陥制度とも言えます。

実施は中止撤回して個人情報の分散管理と徹底した個人情報保護対策こそ必要だと考えるものなのですが、そこで伺いたいんですが、町の整備委託、まず、どこに予定しているのか。

それから、危惧される問題がないのか。

また、マイナンバーは、町だけではなく、企業も従業員の個人情報を管理するとなっております。町が町民の方や企業に対する手立てを考えておられるのか、その点、ご回答を、質問いたします。よろしくお願いします。

議長（西岡 正君） それでは、お答えください。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） 今回の繰越計算書の件ですけれども、10 番目の社会保障・税番号制度システムの中で 290 万 5,000 円、これにつきましては、3 月の補正予算で出しておりますけれども、これは国民年金システムの関係が事業費で 56 万円、補助金ベースで 33 万 3,000 円の分。それから、障害者福祉システムの件で 113 万 5,000 円、補助金が 75 万 6,000 円。それから、児童福祉システムの関係が 121 万円で、補助金が 78 万 1,000 円というこ

とで、まず、事業費としまして 290 万 5,000 円。それと、補助金が 187 万円と、ここに記載しているとおりでございます。一般財源が 103 万 5,000 円ということです。

それから、その下の社会保障・税番号制度システム整備の関係、これは社会福祉費の関係ですが、これについては、下の国民健康保険特別会計と後期高齢者医療特別会計、そして介護保険特別会計、この 3 つを合わせたもので、繰出金として、その中で、また、委託料としてするものでございます。

事業としては、そういった形で 3 月に出しているものを繰越計算書ということでしたわけでありましてけれども、先ほどの質問の内容については、これから国のほうでは、今、いろいろと年金問題等言われておりますけれども、計画としては、私とこ、佐用町については、いろいろな指導も受けながら、今現在、取り組んでいる内容で関係者とも協議しながら、そういった問題がのらないように取り組んでいきたいということでございます。

委託については、日立システムズでございます。

議長（西岡 正君） 平岡議員、よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 国の行う事業で、実際に業務として町が住民に対して番号制度配布したりしていく末端の行政として、セキュリティの問題なんか、いろいろ国の関係ではあるんですけど、心配ないのかなという不安が大きいので、その点、指導を受けながらということなんですけれど、まだ、具体的には、何もないんですか。

それと、従来からある住基ネットの関係は、これはどうなるんですか。ちょっとこれは、また、違うあれかもしれませんが、ちょっと、その点も伺います。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） 指導も受けながら、それから関係各課、特に関係のある部署、住民課とか、健康福祉課とか税務課とか、そういったところについては、再三会議の予定も打ち合わせ等する予定を、今後、組んでおります。

それから、その他の部署についても、それぞれ、いろいろな情報提供、そういったもの、国からの照会等もありますけれども、そういったものを、さらに研究しながら万全の体制で臨んでいきたいというふうに思っております。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 住民課長。

住民課長（岡本隆文君） 住民カードのシステムにつきましては、このマイナンバーのカードが 10 月に付番して、1 月からカードの発行という形になってまいります。従来のカードにつきましては、例えば、今現在、新たに交付されますと 10 年間という期間がありますので、その間はご利用いただくことができます。つまり、マイナンバーの個人番号カードと

並行して動くようになるんですけれども、新たに個人番号カードの交付を受けられた場合は、住基カードを返納していただくという形でカードは一本化するような形になります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

13 番（平岡きぬゑ君） はい。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

7 番（岡本義次君） 商品券なんかの、いわゆる発行の日にちなんかは、はっきり決まったんでしょうかということと、それから、35、36 の土木費の中で道路新設、橋梁新設。それから、その下の簡易水道、特定環境、これらについて、場所と工期を教えてください。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 商工観光課長。

商工観光課長（高見寛治君） プレミアム商品券の発売の予定は、9月の第1土日から販売をします。それにつきましては、町内各4カ所で、販売のセット数につきましては、町内の人口に按分をさせていただきまして、各支所、それから、ここは情報センターのほうで発売予定をしております。以上です。

〔町長「説明をしたということ、最初に言わなあかん。初めてしとんじゃないんやから」と呼ぶ〕

商工観光課長（高見寛治君） 前にもご説明をさせていただきましたとおり、その予定で、今、行っております。

議長（西岡 正君） ええっと、3つだった。

〔建設課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（鎌内正至君） それでは、道路新設改良費の4,395万円の繰越額ですけれども、これ3月議会で契約変更していただきました塩川橋の下部工工事の分でございます、工期は5月25日ぐらいだったと記憶しております。

それと、橋梁新設改良事業につきましては、小赤松橋の旧橋撤去分が882万4,000円と笹ヶ丘橋の地覆と高欄、全部やりかえというようなことで、この繰越額が1,014万7,000円で、ちょっと工期のほうは、小赤松橋のほうは、もう既に済んでいるんですけど、ちょっと笹ヶ丘橋がいつまでだったか、記憶がちょっと、ご勘弁をいただきたいと思います。以上です。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（上野耕作君） まず、簡水でございますけれども、これは今現在、県のほうで実施していただいております徳久バイパスですね、太田井橋の管渠移設ということで、工期は7月末ということになっております。

それから、下水につきましては、これは久崎の笹ヶ丘橋ですね、これの管渠の移設工事ということで、これにつきましても7月末ということで、現在やっております。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。ほかにありますか。
ほかにないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

日程第5． 日程第5． 報告第3号 平成26年度佐用町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第5、報告第3号、平成26年度佐用町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、町長より報告があります。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました、報告第3号、平成26年度佐用町水道事業会計予算繰越計算書の報告につきまして、予算繰越の財源が確定をいたしましたので、ご報告を申し上げます。

内訳でございますが、資本的支出、建設改良費において、県河川改修工事の進捗状況に合わせ、久崎地区管渠移設工事及び家内橋水管橋移設工事で5,100万円を予算繰越し、財源内訳は、工事負担金いわゆる県補償費で5,100万円でございます。

以上、地方公営企業法第26条第3項の規定により、ご報告を申し上げます。

議長（西岡 正君） 町長の報告は終わりました。
これから質疑を行います。質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

日程第6． 報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて 専決第18号）

議長（西岡 正君） 続いて、日程第6、報告第4号、専決処分の報告について、損害賠償の額を定め和解することについて（専決第18号）について、町長より報告があります。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第４号、専決処分の報告についてのご説明を申し上げます。

本件は、町有自動車が起こしました交通事故により、町に損害賠償責任が生じ、相手方とその賠償額を決定し、和解したことを報告申し上げるものでございます。

事故の概要は、平成 27 年 3 月 26 日午前 11 時 25 分頃、佐用共立病院下、吉福橋左岸交差点において、教育委員会事務局職員が事務連絡のために給食センターへ向かう途中、左から直進してくる相手方所有の車両の右側面部と公用車の前面が接触し、相手方車両に損傷を与えたというものであります。

町として国家賠償法に基づく損害賠償責任を認め、町職員の過失割合を 80 パーセントとし、相手方車両修理費の 80 パーセントに相当する 11 万 3,600 円を賠償する内容で、5 月 14 日に地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項に関する条例第 1 号の規定により、和解することについての専決処分をいたしましたので、ここにご報告を申し上げます。

議長（西岡 正君） 以上で、町長の報告は終わりました。
これから質疑を行います。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 先ほど、町長のほうから専決処分のご報告がありました。教育委員会の職員が不注意と言えども事故を起こし、大変申し訳なくお詫びを申し上げるところです。

今後は、気合を入れて全職員に交通事故防止の指導徹底を図りたいと考えておりますので、どうぞ、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長（西岡 正君） 質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

日程第 7．承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について 専決第 2 号）

議長（西岡 正君） 続いて日程第 7、承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について（専決第 2 号）を議題といたします。

承認第 1 号について、当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました承認第1号、佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につきまして、ご説明を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法第31条の、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日に施行されました。

この省令の一部改正は、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補填措置が行われる場合の適用期間を平成29年3月31日まで2年間延長するというものであります。

これに伴い本条例附則第4項を改め、平成29年3月31日まで延長するものでございます。ご承認いただきますようお願いを申し上げ、提案の説明といたします。

議長（西岡 正君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案につきましては、本日即決といたします。

これから承認第1号に対する質疑を行います。質疑はございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） 本町の実態をお伺いしたいんですけれども、2年延長されるということで、この第1条では、製造業、それから旅館業又は情報通信技術利用事業を新設した場合、若しくは増設した場合に固定資産税の課税を免除すると。本町の実態は、どういふふうになってますでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（加藤逸生君） 過疎減免につきましては、平成27年度分につきまして、今年度分です。2社で約201万7,000円減額になります。

過去にも、昨年度は1社。それから、25年度につきましても1社ございます。

議長（西岡 正君） 金谷議員、よろしいか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） 例規集で、私、この条例探してみたんですけど、例規集に、この条例がなくて、規則はあるんですけども、これ過疎法の関係で、町条例が例規集にないということは、どういうことなんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） これ専決した時点と言いますか、加除を 27 年 2 月にさせていただきました。その時点で、専決分については、削除された形になっております。

ただ、電子データでは、これ残っておりますので、もしあれだったら議会事務局、また、総務課のほうへ言ってもらったら、データを出させていただきます。

もう過ぎておるんですけれども。

ですから、専決処分等については、処分した時点でなくなるんですけれども、ただ、これ復活、また今回するようになります。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君） ですから、復活した場合に、町のホームページから議会の例規集を見たんですけど、それがないから、また、復活した場合に、また、そのホームページ上なり、それから例規集なりについては、加除されるということでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） もちろん、復活されると思います。

議長（西岡 正君） はい、ほかにありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入りますが、討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。

これより承認第 1 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第 1 号を、原案のとおり承認することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一

部を改正する条例について（専決第2号）は、原案のとおり承認されました。

日程第8．承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町税条例等の一部を改正する条例について 専決第3号）

議長（西岡 正君） 続いて日程第8、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町税条例等の一部を改正する条例について（専決第3号）を議題といたします。
承認第2号について、当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程いただきました承認第2号、佐用町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されたことに伴い、佐用町税条例等の一部を改正するものでございます。

この度の法律の施行に伴う町税条例に関する主な改正は、5点でございます。

1点目は、軽自動車税における原動機付自転車及び二輪車に係る税率については、昨年6月議会での条例改正で平成27年度課税分から引き上げることといたしておりましたが、施行日を見直し、その適用開始時期を1年延期し、平成28年度以後の軽自動車税に適用する改正でございます。また、農耕作業用等の小型特殊自動車の税率についても、その施行日及び適用開始時期について二輪車の改正内容との均衡を考慮して、1年延期するものでございます。

2点目は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに初回車両番号指定を受けた三輪以上の軽自動車について、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さなものについて、平成28年度分の軽自動車税を軽減するグリーン化特例を定めるものであります。

3点目は、ふるさと納税の申告手続の簡素化を図るためのふるさと納税ワンストップ特例制度の創設でございます。この制度は、平成27年4月1日以降に行われる寄附について、確定申告の不要な給与所得者等が寄附を行う際に、個人住民税課税市町村に対する寄附の控除申請を寄附先の地方団体が寄附者にかかわって行うことを要請できる制度でございます。また、ふるさと納税制度の拡充を図るため、平成28年度以後の各年度分の個人の町民税から控除する特例控除額について、町民税の所得割の額の1割から2割に拡充されたところであります。

4点目は、消費税率の引き上げ時期の変更に伴う措置として個人の住民税の住宅借入金等特別税額控除について、その対象となる家屋の居住年の期限を平成31年6月30日まで1年6カ月間延長するものでございます。

5点目は、地方税法で定める固定資産税の課税標準となるべき価格の減免措置で、市町村独自で軽減割合を定めることができる、いわゆる、わがまち特例の規定でございます。主なものとしたしましては、新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税について、わがまち特例を導入し、その対象資産の新築期限を平成29年3月31日まで2年間延長するものでございます。なお、条例で定める割合については、地方税法に規定する参酌割合を適用をいたしております。

以上、説明を終わらせていただきます。ご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（西岡 正君） 当局の説明が終わりました。
なお、本案につきましても、本日即決といたします。
これから承認第2号に対する質疑を行います。質疑はございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

7番（岡本義次君） 3番のふるさと納税のワンストップ、確定申告が不要となるということでございますけれど、これについての何か町としては対策というか、こういうふうにしたら、もっと全国どこもふるさと納税のことで新聞やテレビで騒がせておりますけれど、佐用によりふるさと納税していただくために、こういうふうに確定申告の分、本人がしなくてもいいようになりましたので、多分、増えて来るんじゃないかと思うんですけど、そこらへんについて、町としては、どのように、もっと増やすような方策というか、何かお考えはありますか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） ふるさと納税につきましては、ふるさと納税の戦略会議を持ちまして、いろいろと検討しながら、これまで進めてきたところです。

本来、ふるさと納税というのは、我が町を愛するという気持ちがあって初めて寄附をしていただけるというふうに我々考えて取り組みを進めてまいったわけですが、何か世間の風潮は何かお金をかけるというふうな格好になってきまして、我々もこれは捨て置けないような状況になりつつあるなということで、その戦略会議の中でも話をしながら、いろいろとこれまでも商工会等に品物が何か出る物がないのかというようなこともお聞きをしてきたところなんです。

ところが、なかなか、いい品物がないというのが現実でして、それではだめなので、もっと考えようじゃないかということで、今、取り組みを考えているところなんです。

今回、そのワンストップ課税であるとか、それから控除が2倍に拡充されるような制度が適用されるということで、さらに我々も考えていかなければならないと思っています。

ただ、このワンストップ課税は、所得税ではなくて、住民税だけのほうに控除されてしまうような状況だというふうにお聞きしておりますので、もう少し、さらにこの制度を検討させていただいて、十分研究しながら取り組みを進めていきたいと思っております。以上です。

議長（西岡 正君） よろしいですか。ほかにありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより承認第2号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第2号を、原案のとおり承認することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町税条例等の一部を改正する条例について（専決第3号）は、原案のとおり承認されました。

-
- 日程第9. 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度佐用町一般会計補正予算第8号 専決第4号）
- 日程第10. 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計補正予算第2号 専決第5号）
- 日程第11. 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算第4号 専決第6号）
- 日程第12. 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号 専決第7号）
- 日程第13. 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度佐用町介護保険特別会計補正予算第5号 専決第8号）
- 日程第14. 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度佐用町朝霧園特別会計補正予算第5号 専決第9号）
- 日程第15. 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算第4号 専決第10号）
- 日程第16. 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第4号 専決第11号）
- 日程第17. 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算第3号 専決第12号）
- 日程第18. 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算第5号 専決第13号）
- 日程第19. 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算第3号 専決第14号）
- 日程第20. 承認第14号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度佐用町歯科保健特別会計補正予算第3号 専決第15号）
- 日程第21. 承認第15号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算第1号 専決第16号）

議長（西岡 正君） 続いて日程第9に入ります。
日程第9から日程第21を一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、日程第9、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、平成26年度佐用町一般会計補正予算第8号（専決第4号）から、日程第21、承認第15号、専決処分の承認を求めることについて、平成26年度佐

用町宅地造成事業特別会計補正予算第1号（専決第16号）までの13件を一括議題といたします。

承認に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました承認第3号から承認第15号、平成26年度補正予算の専決処分の承認を求めることについて、一括議題とされたので順次ご説明を申し上げます。

まず承認第3号、平成26年度佐用町一般会計補正予算第8号でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ139万円を追加し、歳入歳出予算の総額を133億8,988万7,000円といたしました。

その中身につきまして、第1表、歳入歳出予算補正によりまして、まず、歳入からご説明を申し上げます。予算書1ページをご覧ください。

町税につきましては、1,343万5,000円の増額でございます。うち、町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税におきましては、それぞれ303万7,000円、1,043万2,000円、5万1,000円、8万9,000円の増額でございます。入湯税におきましては17万4,000円の減額でございます。

地方譲与税につきましては、555万9,000円の減額でございます。うち、地方揮発油譲与税におきまして275万2,000円の減額、自動車重量譲与税におきまして280万7,000円の減額でございます。

利子割交付金は45万1,000円の減額、配当割交付金は534万7,000円の増額、株式譲渡所得割交付金は802万1,000円の増額、地方消費税交付金は1,169万円の増額、ゴルフ場利用税交付金は1,305万5,000円の減額、自動車取得税交付金は129万7,000円の減額、これら地方譲与税及び各種交付金につきましては、交付額確定に伴うものでございます。

地方交付税につきましては、1億3,890万2,000円の増額であります。当該年度特別交付税の交付額が6億3,890万2,000円と確定をしたことに伴うものでございます。

交通安全対策特別交付金は、102万8,000円の減額。これにつきましても、交付額の確定に伴うものであります。

分担金及び負担金につきましては、429万1,000円の増額であります。うち、分担金におきましては127万円の増額で、県単独補助治山事業分担金などの精算見込みによる整理でございます。負担金におきましては302万1,000円の増額で、にしはりま環境事務組合負担金などの精算見込みに基づくものでございます。

使用料及び手数料につきましては、1,345万5,000円の減額でございます。うち、使用料におきましては655万2,000円の減額で、行政財産使用料や各種公共施設使用料など、実績見込みを計上いたしております。手数料におきましては690万3,000円の減額で、窓口における諸証明手数料など、実績見込みに基づくものでございます。

国庫支出金につきましては、6,130万6,000円の減額でございます。うち、国庫負担金におきましては、障害者福祉サービス負担金などの実績見込みにより、375万2,000円の減額。国庫補助金におきましては、地域経済循環創造事業交付金の皆減や社会資本整備総合交付金などの実績見込みにより、5,754万9,000円を減額。国庫委託金におきましては、中長期在留者居住地届出等事務委託金などの実績見込みによりまして5,000円の減額でございます。

県支出金につきましては、3,338万1,000円の減額でございます。うち、県負担金におきましては631万4,000円の減額で、保険基盤安定負担金など、民生費及び衛生費の実績

見込みに基づくものでございます。県補助金におきましては、総務費から教育費まで、各種事務事業の実績見込みに基づきまして、全体で 2,188 万 8,000 円の減額でございます。県委託金におきましては 517 万 9,000 円の減額で、県議会議員選挙事務費市町交付金 336 万 8,000 円の減額など、実績見込みによるものでございます。

財産収入につきましては、764 万 4,000 円を減額。うち、財産運用収入におきましては 818 万 3,000 円減額で、財産貸付収入、利子及び配当金の実績見込みによるものでございます。財産売払収入におきましては 53 万 9,000 円の増額で、土地売払代金の増額が主なものであります。

寄附金につきましては、54 万 6,000 円の減額で、ふるさと応援寄附金の減額が主なものでございます。

繰入金につきましては、614 万円の減額でございます。特別会計繰入金におきましては 276 万 2,000 円の減額で、介護保険特別会計及びメガソーラー事業収入特別会計の精算見込みでございます。基金繰入金につきましては 337 万 8,000 円の減額で、災害復興基金繰入金の精算見込みが主なものでございます。

諸収入につきましては、436 万 6,000 円の増額でございます。うち、延滞金加算金及び過料におきまして、町税延滞金の実績見込みにより 149 万 8,000 円の増額。町預金利子におきましては 2 万 1,000 円の減額。受託事業収入におきましては、民生費受託事業収入の精算見込みに基づきまして 204 万 9,000 円の増額。貸付金元利収入におきましては、住宅新築資金等貸付金元利収入など 68 万 7,000 円の増額。雑入におきましては 15 万 3,000 円の増額でございます。

町債につきましては 4,080 万円の減額でございます。総務債、民生債、農林水産業債、土木債、消防債、教育債におきまして、それぞれの実績見込みに基づき計上いたしております。

次に歳出でございますが、一般会計及び特別会計の各款共通して人件費、事務経費についての精査を行い、不用額の整理をいたしました。

それでは、歳出についてご説明します。予算書 4 ページをご覧ください。

議会費につきましては、実績見込みによる整理が主な内容で、270 万 4,000 円の減額でございます。

総務費につきましては、1 億 1,208 万 8,000 円の減額でございます。総務管理費におきましては 9,592 万 8,000 円の減額で、地域経済循環創造事業交付金の皆減や不用額の整理でございます。徴税費、戸籍住民登録費、選挙費、統計調査費、監査委員費におきましては、不用額の整理に伴うものでありまして、それぞれ 544 万 6,000 円、128 万 6,000 円、896 万 6,000 円、38 万 5,000 円、7 万 7,000 円の減額でございます。

民生費につきましては、1 億 7,294 万 1,000 円の減額でございます。うち、社会福祉費におきましては 1 億 2,834 万 3,000 円の減額で、国民健康保険特別会計繰出金の減額や障害者福祉費の重度障害者医療費などの実績見込みに基づくものでございます。児童福祉費におきましては 3,855 万 8,000 円の減額で、子ども医療費及び保育園費の実績見込みによる減額が主なものでございます。国民年金事務取扱費及び災害救助費におきましては、人件費の整理が主な内容で、それぞれ 18 万 5,000 円、585 万 5,000 円の減額でございます。

衛生費につきましては、6,247 万 4,000 円の減額であります。うち、保健衛生費におきましては 3,984 万 8,000 円の減額。主な内容は、事業の実績見込み、あるいは精算見込みによる簡易水道事業特別会計繰出金や生活排水処理事業特別会計繰出金の減額でございます。清掃費におきましては、人件費と不用額の整理で 2,262 万 6,000 円の減額であります。

農林水産業費につきましては、3,169 万 9,000 円の減額。農業費及び林業費におきましては、各事業等の実績見込みに基づいて予算整理を行い、それぞれ 1,985 万 5,000 円、1,184

万 4,000 円の減額でございます。

商工費につきましては、208 万 2,000 円の減額で、不用額の整理とともに、特別会計繰出金の精算見込みを計上いたしております。

土木費につきましては、4,560 万 1,000 円の減額でございます。うち、土木管理費におきましては、不用額の整理により 16 万 7,000 円の減額。道路橋梁費、河川費及び都市計画費におきましては、各事業の実績見込みに基づく予算整理が主な内容で、それぞれ 2,498 万 4,000 円、104 万 5,000 円、5 万 4,000 円の減額でございます。下水道費におきましては 1,803 万 2,000 円の減額で、特定環境保全公共下水道事業特別会計繰出金でございます。住宅費におきましては、不用額の整理を行い、131 万 9,000 円の減額でございます。

消防費につきましては、331 万 3,000 円の減額で、不用額の整理であります。

教育費につきましては、5,340 万 6,000 円の減額でございます。教育総務費 808 万 2,000 円、小学校費 1,137 万 8,000 円、中学校費 560 万 3,000 円、社会教育費 1,770 万 4,000 円、保健体育費 1,063 万 9,000 円、それぞれの不用額を減額整理いたしております。

災害復旧費につきましては、465 万円の減額でございます。農林水産施設災害復旧費におきまして、実績見込みに基づきまして減額をいたしております。

公債費につきましては、3 億 228 万 1,000 円を増額。元金 3 億 741 万 6,000 円を増額計上し、繰上償還を行うものでございます。

諸支出金につきましては、1 億 9,006 万 7,000 円を増額。基金費におきましては、財政調整基金積立金の任意積立 1 億 9,913 万円の予算措置などを行っております。

次に、繰越明許費の変更でございますが、第 2 表、繰越明許費補正によりましてご説明を申し上げます。5 ページをご覧ください。

地域経済循環創造事業につきましては、補正予算第 7 号におきまして、国庫補助金 5,000 万円の交付決定を見込みまして繰越明許費を定めておりましたが、事業採択を得ることができなかったため、今回の補正で歳入歳出予算から同事業費を皆減するとともに、予算の繰り越しを中止するものでございます。

以上、佐用町一般会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

続きまして、承認第 4 号、平成 26 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算第 2 号についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,316 万円と定めるものでございます。

その中身につきましては、第 1 表、歳出予算補正によりまして説明を申し上げます。

諸支出金につきましては、一般会計への繰出金を 288 万円減額、予備費につきましては、288 万円増額するものでございます。繰出金の減額は、森林保全間伐促進事業費の確定によるものでございます。

以上、佐用町メガソーラー事業収入特別会計補正予算についての提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第 5 号、平成 26 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,718 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22 億 7,049 万 8,000 円に改めるものでございます。

それでは、第 1 表、歳入歳出予算補正によりまして、まず、歳入からご説明を申し上げます。予算書 1 ページをご覧ください。

国民健康保険税につきましては、980 万 2,000 円の減額で、内容といたしましては、一般被保険者国民健康保険税が 1,042 万 5,000 円の減額、退職被保険者等国民健康保険税が 62 万 3,000 円を増額でございます。

一部負担金につきましては、4,000 円の減額、国庫支出金につきましては、1,647 万 3,000 円の増額で、交付決定額に基づき、国庫負担金におきまして 1,356 万 4,000 円、国庫補助金におきまして 290 万 9,000 円を、それぞれ増額をいたしております。

療養給付費等交付金につきましては、交付決定額に基づき 500 万 3,000 円の減額、前期高齢者交付金につきましては、1,000 円の減額でございます。

県支出金につきましては、交付決定額に基づき県補助金におきまして 1,950 万 2,000 円の減額であります。

繰入金につきましては、事業の完了に伴う他会計繰入金 7,231 万 8,000 円の減額でございます。

繰越金につきましては、1,000 円の減額、諸収入につきましては 297 万 1,000 円の増額で、延滞金、加算金及び過料におきまして 89 万 6,000 円、受託事業収入におきまして 34 万 4,000 円、雑入におきまして 173 万 1,000 円、それぞれ増額をいたしております。

次に歳出についてご説明を申し上げます。次、2 ページをご覧ください。

総務費につきましては 241 万 8,000 円の減額で、事業運営に係る人件費及び事務費等の不用額を、総務管理費で 232 万 4,000 円、徴税費で 9 万 2,000 円、趣旨普及費で 2,000 円、それぞれ減額をいたしております。

保険給付費につきましては、7,305 万 5,000 円の減額で、内訳は、給付実績の確定による療養諸費におきまして 6,182 万 9,000 円、高額療養費 730 万 1,000 円、移送費 8 万 9,000 円、出産育児諸費 336 万 2,000 円、葬祭諸費 45 万円、結核医療付加金 2 万 4,000 円を、それぞれ減額をいたしております。

保健事業費につきましては 136 万 5,000 円の減額で、内訳は、特定健康診査等事業費におきまして 83 万 4,000 円、保健事業費におきまして 53 万 1,000 円の減額でございます。

諸支出金につきましては、償還金及び還付加算金におきまして 34 万 9,000 円の減額、予備費につきましては 1,000 万円の皆減でございます。

以上、国民健康保険特別会計補正予算の、提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第 6 号、平成 26 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算第 4 号についての提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,414 万 8,000 円を減額をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 9,356 万 6,000 円に改めるものでございます。

それでは、第 1 表、歳入歳出予算補正によりまして、まず、歳入からご説明を申し上げます。予算書 1 ページをご覧ください。

後期高齢者医療保険料につきましては、1,308 万 7,000 円の減額で、保険料額の精査に伴う、実績見込みによるものでございます。

使用料及び手数料につきましては、督促手数料 1 万 6,000 円を増額。県広域連合支出金につきましては、交付決定額に基づき 51 万 8,000 円の増額。寄附金につきましては、1,000 円の皆減でございます。繰入金につきましては、事業完了に伴う他会計繰入金におきまして 1,139 万 9,000 円の減額。繰越金につきましては、1,000 円の増額。

諸収入につきましては、19 万 6,000 円の減額で、内訳といたしまして、延滞金、加算金及び過料で 2,000 円を減額。償還金及び還付加算金を 19 万 3,000 円の減額。雑入は 1,000 円の皆減でございます。

次に歳出についてであります。2 ページをご覧ください。

総務費につきましては、総務管理費におきまして 41 万 2,000 円の減額で、人件費の整理がその主なものでございます。

保健事業費につきましては、21 万 9,000 円の減額。後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、納付額の確定により 2,322 万 3,000 円の減額でございます。

諸支出金につきましては、19 万 4,000 円の減額で、内訳といたしまして償還金及び還付加算金におきまして 19 万 3,000 円を減額。繰出金は 1,000 円の皆減でございます。

予備費につきましては、10 万円の皆減でございます。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算の提案のご説明とさせていただきます。

次に、承認第 7 号、平成 26 年度佐用町介護保険特別会計補正予算第 5 号についてのご説明を申し上げます。

初めに、事業勘定の歳入歳出予算の補正でございますが、今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 369 万 8,000 円を減額をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21 億 8,530 万 2,000 円に改めるものでございます。

それでは、第 1 表、歳入歳出予算補正によりまして、まず、歳入から説明をいたします。予算書 1 ページをご覧ください。

保険料につきましては、14 万 2,000 円の減額でございます。内容は、第 1 号被保険者保険料の減額でございます。

分担金及び負担金につきましては、2 万 3,000 円の減額でございます。内容は、認定審査会受託金の減額でございます。

使用料及び手数料につきましては、2 万 6,000 円の増額でございます。内容は、督促手数料の増額であります。

国庫支出金につきましては、192 万 1,000 円の増額でございます。うち、国庫負担金におきましては、介護給付費負担金 691 万 4,000 円の増額。国庫補助金におきましては、499 万 3,000 円の減額で、調整交付金の減額が主なものでございます。

支払基金交付金につきましては、605 万 1,000 円の減額でございます。内容は、介護給付費交付金の減額が主なものでございます。

県支出金につきましては、177 万 1,000 円の増額であります。県負担金におきましては、介護給付費負担金 177 万 2,000 円の増額、県補助金においては 1,000 円の減額でございます。

繰入金につきましては、60 万 4,000 円の減額でございます。うち、一般会計繰入金におきましては、事業完了による一般会計からの繰入金 125 万 8,000 円の減額。基金繰入金におきましては、介護給付費準備基金からの繰入金 65 万 4,000 円の増額であります。

諸収入につきましては、実績見込みによりまして 59 万 6,000 円の減額で、それぞれ延滞金、加算金及び過料におきまして 2,000 円の減額、雑入におきまして 59 万 4,000 円の減額でございます。

次に歳出でございます。2 ページをご覧ください。各費目を通じまして、実績見込みによる整理が主な内容でございます。

総務費につきましては、149 万 7,000 円の減額でございます。主なものは、総務管理費 149 万 7,000 円の減額。

保険給付費につきましては、300 万 3,000 円の増額で、内容は、各種サービスの確定によるもので、介護サービス等諸費 299 万 7,000 円、支援サービス等諸費 4,000 円、特定入所者介護サービス等費 1,000 円、高額医療合算介護サービス等費 1,000 円をそれぞれ増額をいたしております。

地域支援事業費につきましては、176 万 3,000 円の減額でございます。内容は、介護予防事業費 133 万 2,000 円、包括的支援事業費 15 万 3,000 円、任意事業費 27 万 8,000 円をそれぞれ減額をいたしております。

諸支出金におきましては、46 万 5,000 円を減額。

予備費につきましては、297 万 6,000 円を減額いたしております。

続いてサービス事業勘定についての歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算

の総額に歳入歳出それぞれ 58 万 4,000 円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,050 万 1,000 円に改めるものでございます。

それでは、まず、歳入から説明いたします。予算書 15 ページをご覧ください。

歳入につきましては、サービス収入の予防給付費収入を 58 万 4,000 円増額いたしております。

次に歳出につきましては、サービス事業費の居宅サービス事業費を 46 万 6,000 円、諸支出金の繰入金を 11 万 8,000 円、それぞれ増額をいたしております。

以上で、佐用町介護保険特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

続きまして、承認第 8 号、平成 26 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算第 5 号についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 367 万 6,000 円を減額をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 2,701 万 9,000 円に改めるものでございます。

それでは、まず、歳入からご説明をいたします。1 ページをご覧ください。

事業収入につきましては、17 万 2,000 円の増額でございます。内容は、生活扶助費を 25 万 3,000 円増額、施設事務費を 8 万 1,000 円減額いたしております。

寄附金につきましては、1,000 円の減額でございます。

繰入金につきましては、386 万 8,000 円の減額でございます。内容は、一般会計繰入金の減額であります。

諸収入につきましては、2 万 1,000 円の増額で、受託事業収入が 1 万 5,000 円、雑入が 6,000 円の増額でございます。

次に歳出であります。各費目を通じまして、実績見込みによる整理を行っております。

民生費につきましては、老人ホーム費において 363 万 6,000 円の減額であります。主なものは、人件費等の確定、施設の維持管理費の実績見込みによる減額であります。

予備費につきましては、4 万円の皆減でございます。

以上で、佐用町朝霧園特別会計補正予算の提案の説明といたします。

次に、承認第 9 号、平成 26 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算第 4 号についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,613 万円を減額をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 1,250 万 4,000 円に改めるものでございます。

それではまず、歳入から説明を申し上げます。予算書 1 ページをご覧ください。

分担金及び負担金につきましては、負担金 1,090 万 3,000 円の増額で、実績見込みによるものでございます。

使用料及び手数料につきましては、1,014 万 3,000 円の減額で、うち、使用料 1,031 万 8,000 円の減額は、水道使用料の精算見込によるものでございます。手数料においては 17 万 5,000 円の増額でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 2,754 万 4,000 円の減額で、精算見込みによるものであります。

諸収入につきましては、雑入 348 万 4,000 円の増額で、河川改修事業による水道管移設補償費等の精算見込みによるものが主なものであります。

町債につきましては、簡易水道事業債 280 万円の減額で、精算見込みによるものでございます。

次に、歳出であります。簡易水道事業費につきましては、2,589 万円の減額でございます。うち、管理費におきましては 2,075 万 3,000 円の減額で、人件費、各水道施設の維持管理経費の精算見込みによるものでございます。建設改良費におきましては 513 万 7,000 円の減額で、河川改修事業等による工事請負費の精算が主なものでございます。

公債費につきましては、起債償還利子 14 万円を減額いたしております。

最後に、予備費 10 万円を減額をいたしております。

以上で、簡易水道事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第 10 号、平成 26 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第 4 号についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,506 万 7,000 円を減額をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 10 億 8,121 万 4,000 円に改めるものでございます。

それではまず、歳入からご説明を申し上げます。予算書 1 ページをご覧ください。

分担金及び負担金につきましては、112 万 3,000 円の増額で、分担金が 5 万円の減額、負担金が 117 万 3,000 円の増額で、加入者負担金の実績見込みによるものでございます。

使用料及び手数料につきましては、194 万 6,000 円の増額で、精算見込みとして、使用料が 84 万 6,000 円、手数料が 110 万円の増額でございます。

国庫支出金につきましては、4,000 円を増額をいたしております。

繰入金につきましては、1,803 万 2,000 円の減額で、一般会計繰入金の精算見込みによるものでございます。

諸収入につきましては、雑入 99 万 2,000 円の増額で、河川改修事業等に伴う管渠移設補償費の精算見込みによるものが主なものでございます。

町債につきましては、110 万円を減額をいたしております。

次に歳出でございますが、公共下水道事業費につきましては、965 万 2,000 円の減額でございます。うち、管理費におきましては 658 万 9,000 円の減額で、維持管理に係る修繕料、工事請負費等の精算見込みによるものでございます。事業費におきましては、建設改良費 306 万 3,000 円の減額で、工事請負費等の精算見込みによるものでございます。

公債費につきましては、町債償還利子 531 万 5,000 円を減額いたしております。

最後に、予備費につきましては、10 万円を減額いたしております。

以上、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算についての提案の説明といたします。

次に、承認第 11 号、平成 26 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算第 3 号についての提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 682 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 1,761 万 6,000 円に改めるものでございます。

それではまず、歳入からご説明を申し上げます。予算書 1 ページをご覧ください。

分担金及び負担金につきましては、負担金 40 万円の減額で、加入者負担金の実績見込みであります。

使用料及び手数料につきましては、使用料 23 万 3,000 円の増額で、浄化槽使用料等の精算見込みによるものであります。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 663 万 9,000 円の減額で、精算見込みによるものであります。

諸収入につきましては、雑入 1 万 6,000 円を減額いたしております。

次に、歳出でございますが、生活排水処理事業費につきましては、672 万 2,000 円の減額であります。うち、浄化槽管理費におきましては 75 万 3,000 円の減額で、修繕料等の精算見込みによるものであります。農業集落排水施設管理費におきましては 406 万 9,000 円の減額で、人件費、維持管理に係る修繕料等の精算見込みによるものでございます。農業集落排水施設事業費におきましては、工事請負費 190 万円を減額いたしております。

最後に、予備費につきましては、10 万円を減額いたしております。

以上で、生活排水処理事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第 12 号、平成 26 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算第 5 号についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 81 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 1,423 万 5,000 円に改めるものでございます。

それではまず、歳入からご説明を申し上げます。

使用料及び手数料につきましては、35 万円の減額で、グループ用ロッジ使用料の実績によるものでございます。

繰入金につきましては、11 万円の減額で、一般会計繰入金の減額でございます。

諸収入につきましては、35 万 5,000 円の減額で、雑入におきまして、実績によるもので、ロッジ宿泊料 27 万 2,000 円の減額が主なものでございます。

次に、歳出でございますが、教育費につきましては、81 万 5,000 円の減額で、事業等の精算と人件費等の不用額でございます。

以上、西はりま天文台公園特別会計補正予算第 5 号の提案説明とさせていただきます。

次に、承認第 13 号、平成 26 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算第 3 号についての説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,014 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 2,442 万 9,000 円に改めるものでございます。

それではまず、歳入からご説明を申し上げます。予算書 1 ページをご覧ください。

笹ヶ丘荘事業収入につきましては、1,293 万 6,000 円の減額で、笹ヶ丘荘管理運営に伴う収入のうち、宿泊料は増額となりましたが、食事料をはじめ、その他の使用料が減額となったことによる、事業収入の減額でございます。

繰入金につきましては、284 万円 9,000 円の増額で、笹ヶ丘荘管理運営の精算見込みに基づく、一般会計繰入金の増額でございます。

諸収入につきましては、5 万 9,000 円の減額で、電話使用料及び、雑入その他が減額したことによるものでございます。

次に歳出であります。笹ヶ丘荘費につきましては、1,014 万 6,000 円の減額で、全額が笹ヶ丘荘管理運営費で、それぞれ各節ごとの費用を精査したことにより、主には賃金・需用費・役務費・委託料・公課費などを減額をいたしております。

以上で、笹ヶ丘荘特別会計補正予算第 3 号の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第 14 号、平成 26 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算第 3 号についての提案の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 313 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,358 万 8,000 円に改めるものでございます。

それではまず、歳入からご説明を申し上げます。

診療収入につきましては、592 万円の減額でございます。内容は、保険診療報酬の減額であります。

繰入金につきましては、316 万円の増額であります。内容は、一般会計繰入金の増額であります。

繰越金につきましては 1,000 円を皆減し、諸収入につきましては 37 万 4,000 円を減額いたしております。

次に歳出でございますが、各費目を通じまして、実績見込みによる整理が主な内容であります。

総務費につきましては、155 万 6,000 円の減額であります。主なものは、報酬の歯科医師報酬を 87 万円、職員手当の時間外勤務手当を 15 万 9,000 円それぞれ減額したものであります。

医業費につきましては、157万9,000円の減額であります。主なものは、需用費の医薬材料費を70万6,000円、委託料の歯科技工委託料を66万3,000円それぞれ減額したものであります。

以上で、佐用町歯科保健特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第15号、平成26年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算第1号についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,234万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150万5,000円に改めるものでございます。

それではまず、歳入から説明を申し上げます。

財産収入につきましては、2,245万7,000円の減額で、これは、広山団地、さよひめ団地、長尾団地の4区画が売却できなかったことによるものでございます。

繰越金につきましては、11万1,000円の増額で、前年度繰越金を計上いたしております。

諸収入につきましては、1,000円の減額で、雑入を皆減いたしております。

次に歳出でございますが、宅地造成費につきましては、2,261万3,000円の減額で、それぞれ各節ごとの費用を精査したことにより、需用費・役務費・委託料・積立金を減額いたしております。

予備費につきましては、26万6,000円の増額を計上いたしております。

以上で、宅地造成事業特別会計補正予算第1号の提案の説明とさせていただきます。

以上で、承認第3号から承認第15号までの専決処分の承認についての説明とさせていただきます。

それぞれ、ご承認賜われますように、よろしくお願いを申し上げて説明を終わらせていただきます。

議長（西岡 正君） ここでお諮りします。暫時休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。午前11時15分まで休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き、会議を続行します。

ただ今、議題にしております承認第3号から承認第15号につきましては、本日即決いたします。

順次、質疑、討論、採決を行いますのでよろしくお願いをいたします。

それでは、日程第9、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、平成26年度佐用町一般会計補正予算第8号（専決第4号）に対する質疑を行います。質疑はございますか。

〔小林君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、小林議員。

3 番（小林裕和君） 42 ページですけれども、民生費の社会福祉費、繰出金で国民健康保険特別会計繰出金 7,200 万円からの減額、特別会計を見ても保険給付費が減っている。まあまあ、これは常日頃から、そういう健康づくりを奨励された結果があらわれていくんだらうというふうに、そういう予測もできるわけですが、実は、その 12 月補正の時に 7,250 万円程度増額しています。それで、3 月補正で 600 万円ほど減額。それで今回も、また、7,200 万円減額。それで、12 月補正の時の説明で、そういう保険給付費については、住民に払わないで待っていただくことはできないので、当然、余力として、ある程度の増額は見込めると思うんです。

それで、今回のを見ても、国庫支出金が 3,000 万円ほど増えてますから、そのへんのカバーがあって 7,200 万円減額になったのかなと思うんですけれども、このへんの途中の補正予算の上げ方と見込みが、どういう流れになっていくのかな。まあまあ、見込みをつけて挙げていくんですけれども、そのへんの見込みがどうだったのかというのと。

それと、もう 1 点、43 ページの朝霧園も同じようなことが、金額は小さいですけど、同じようなことが言えるので、そのへんどうだったのでしょうかということ、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、それでは、お答えください。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 住民課長。

住民課長（岡本隆文君） 失礼いたします。国民健康保険の一般会計からの繰り出しにつきましては、それぞれ国保税収であったり、あるいは国県等の補助金、交付金等によりまして、その差額の部分と、あるいはルール分である人件費であったりとか、そういったものを含めた中で、一般会計の繰り出しという形でさせていただいております。

議員言われるように、12 月補正の段階では、非常にたくさんの増額補正をさせていただきました。12 月補正と申しますと予算の締め切りの 11 月に行うような状況でございます。その時点では、医療費、非常に伸びておりました。そういう高止まりしているところでの医療費の見込みということで、それに伴う出を念頭に置いた中で、それぞれ歳入を分析していく中で、一般会計への繰出金を算出したというところでございます。

それで、3 月補正につきましては、また、2 月の下旬ごろに予算の締め切りとかをして、締めくくって、3 月、年度を何とかやりくれるところの数字をおさえていったわけなんですけれども、そういった中で、若干、見直す中で、今、言われましたように、補助金等の伸び等も勘案する中で、若干の減額補正をさせていただき、その時点での、その他の一般会計の繰入金、これ国保のほうの受け入れになるんですけれども、約 1 億 6,000 万円近い一般会計からの繰り出し的な数字が見込まれておりました。

その時点では、月に 1 億 3,000 万円近い、1 億 2,000 万円ですが、非常に医療費が高く伸びておりましたので、それに伴う分という形での試算を行ってまいりました。

この度、いよいよ決算をするのにあたりまして、その医療費のほうも、いわゆる医療機関等に支払い、連合会等に支払いございますので、支払いできるだけでの予算を認めていただいておりますので、精算する際には、医療費のほうにも不用額等が発生してき、また、国庫とか、あるいは交付金等の金額も確定する中で、今回の減額補正という形になっております。

また、詳しいことは国保会計のこともあるんですけれども、実際に 7,231 万 8,000 円の

繰り出しの減となっておりますけれども、トータル的には、いわゆる、その他の一般会計の繰り出しという部分につきましては、9,150 万円ほどが、その他繰り出しという形で国保のほうで受け入れさせていただき、事務費等のルール分もございますので、そういったものを含めると、いわゆる赤字補填部分としては約 8,500 万円ぐらいに、このうちに含まれている。決算見込みとしては含まれる状況になります。

以上でございます。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 朝霧園の一般会計繰入金等につきましては、過去にも 4 回ほど補正等をさせてもらっているかと思います。

今回は、最終精査に伴います一般会計の繰入金ということで、特に、朝霧園の場合は、人数等入所者の移動等によりまして、非常に金額に動きがございます。

また、対象者等の入所者についても、加算金がつく方、要するに程度がある。障害とか、そういう加算金がつく方の移動とか、いやつかない方の移動によって措置費等も、当然、額等が違いますので、どうしても変動がございます。

これまでの補正につきましては、人件費の補正とか、それから備品等で補正を今年度やらせていただきましたが、最終的に人数等も定員 50 名の中で最終的には 3 月で 47 名だったと思いますが、最終確定しましたので、今回、補正で一般会計の繰入金は減にさせてもらって、特別会計のほうでは、精算させていただいたというような状況でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

7 番（岡本義次君） 8 ページ、固定資産税が 1,043 万 2,000 円、右にありますように、土地と償却資産ですけれど、これらについての要因ですね、解析。

それと、町民税の個人の滞納繰越の 18 万 9,000 円。

そして、固定資産税の滞納繰越分減額 74 万 9,000 円。

軽自動車税の滞納繰越分減額 6 万 9,000 円。

これらについての説明と見通しについて述べてください。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（加藤逸生君） 固定資産税の増額なんですけども、土地については、265 万 5,000 円ということなんですけども、これについて、特にこれといった目立った要因はちょっと確認をできていないんですけども、焼却につきましては、理化学研究所の償却が 350 万円ほど増えたということと、太陽光発電の償却が増えたということと、あとにつきましては、ちょっと見積もりが少なかったんではないかなというふうに考えております。

それから、滞納繰越分につきましては、これはあくまでも実績でございまして、まだ、26年度にどのような滞納処分を行ったかという精査をしておりませんので、詳しい内容については、もうしばらく後で確認したいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

7 番（岡本義次君） あともう少しせんとわからんと言われておるんやけど、何ぼかは、ずっと入ってきよんですか。その分については。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

税務課長（加藤逸生君） 滞納繰越分につきましては、固定なんかににつきましては、昨年納付誓約を受けた分で、かなり金額が入って来ております。全体としましては、現年分も含めてなんですけども、町民税と固定資産税、軽自動車税、3税合わせてなんですけども、未納額が25年度分は1億9,833万5,000円でしたが、26年度分の未納額につきましては、1億8,637万5,000円ということで、1,000万円強が現年分と合わせて減っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

7 番（岡本義次君） 9ページのゴルフ場利用税につきましては減額ということで、景気が上向きかけておるんですけど、これは27年度で若干増えてくるのかなという気もしますけれど、配当割交付金534万7,000円。それから、株式譲渡所得割交付金802万1,000円。それから、地方消費税交付金が1,169万円、これらについては、確定によるものということでございますけれど、増えていいことだろうとは思うんです。ここらへんについては、どのように増えた要因なのか、そこらへんは、どのように思っていच्छいますかね。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） この予算につきましては、町独自でいろんな調査ができません。俗にいう地方財政計画、これに基づいて前年度の予算の伸び率、それに対して伸び率ということで予算を組んでおります。

それぞれ要因は細かくあると思いますけれども、その細かい分析までは、私のところでは、ちょっと申し訳ないですけど、承知しておりません。

議長（西岡 正君） はい、ほかにありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君） 5 ページの繰越明許の補正、それから関連しますけど、15 ページの国庫補助金で、これが 5,000 万円皆減ということですが、27 年度のこの事業については、どういうふうになるのか、繰越明許で全額皆減になりましたから、その点をお伺いしたいんですけども、議員協議会で、この事業が不採択になったというところで、その時には聞いたんですけど、その 27 年度も、また事業採択に向けてやるというふうなお答えでした。

27 年度は、どういうふうにやられるのか。繰越明許で減額となっておりますから。皆減です。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） この地域経済循環創造事業交付金につきましては、金谷議員おっしゃるようにより、これまで不採択になれば皆減するというところで説明してきたとおりでございます。

この度、皆減になった不採択の理由といたしましては、東京に本社があったということで、かなり地域の合意とか、これから地域に対して、本当に継続的に支援していくのかと問われたということでございます。

そういうものが課題になったということで、外部委員の方から、そういうお話があったということでございますので、今後、その不採択になった以降のこの BERT ですが、ずっと佐用町内に入って来て、引き続き協議をしていただいております。

地域の方とも協議をずっと継続をされておる中でございます。今、実際に、もっと小さく生んで、実際に入って来てから大きく育てるような形で事業ができないだろうかというようなことも、地域と一緒に考えていくということでございます。

その中では、一応、小学校の跡地につきましては、公募をするという格好で、全てではないんですけども、地域の合意が得られた跡地施設につきましては、公募をするという中で、その公募に基づいて応募をしていくという格好になろうかと思うんですね。

その中で、ともに 27 年度のこういう国庫補助金、地域経済循環型が、また出て来ますので、これの採択に向けても頑張っていきたいというふうにおっしゃっておりますので、我々もそれに基づいて支援をしていきたいというふうに考えております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷君。

8 番（金谷英志君） 27 年度の採択に向けてということですが、26 年度の総務省が出している交付予定団体に対して、採択された要件の一つとして、地域経済イノベーションサイクルの効果の高いビジネスモデルを有することとして、金融機関の融資を伴うもの。初めに、前の課長の説明では、総務省の採択があって、その後に地元金融機関の、その融

資が受けれるかどうかを考えるということだったんですけど、総務省の要件の一つとしては、まず、地元の金融機関の融資を伴うもの。投資効果が高く、融資の確約があるものについては、採択すると。

地元金融機関の融資の決定が先じゃないんですか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 当然、金融機関、地元の金融機関とも協議は既にしていただいております、26年度についても金融機関と協議をして、融資をする予定だということで、そういう確約は得ておりました。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君） 先ほど言われた、町内の学校跡地については、全部の統合された、残った学校については、公募の対象になるということでもいいんでしょうか。

今、BERT が進めているのは江川だけに限ってということで、ずっと進めておられますけど、全部の町内の学校が対象になるのかどうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） BERT は、まず江川小学校を希望されています。これは、まず優先的に、そちらを希望されておりますけれども、事業の成り行きによりましては、ほかの学校も使いたいというような意向もございます。

ただ、これについては、まだ、これから将来のことでございますので、希望がかなうかどうかわかりませんし、やはり地域が公募してもいいかどうかという、まず、地域の意見を先に、我々は考えて前へ進みたいと思っております。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。

〔廣利君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、廣利議員。

4 番（廣利一志君） 同じところですけども、今回の総務省のほうから不採択という形の中では、先ほどの課長の説明では、その原因とするところは、東京が本社というところと言われてましたけども、それだけなのかなというふうなところが、ちょっとあるのと、それから、やっぱり学校跡地というところで、やはり戦略というか、そのもの、町の戦略というのが実は不採択になったと。そこを、もうちょっと真剣に考えていく必要があるのかなというふうに思いますが、いかがですか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） この地域経済循環創造事業交付金、この事業につきましても、我々だけではなくて、兵庫県庁も一緒になって、いろいろと考えたわけですね。

で、当然、まだこういう事業というより、いろんな事業が、今、これまで説明してきたように、組み合わせておりましたわね。そういうもので、まず、やっぱり地域の企業が、ちょっと拡張するために国のお金を使ってやるような交付金の内容なのかなというふうなところも、ちょっと私は受けておまして、その後、その BERT に対しましても、佐用町内に事務所を開設していただくような形をお願いもしておりますし、それに向けても行動していただいているところでございます。

ですから、戦略がちょっと事業が、広範にわたりすぎてぼけたというところがあるのかなと思いますので、そのあたりは、戦略的に、我々もちょっと反省しなければいけないところがあるのかというふうにも考えておりますけど。

〔廣利君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、廣利議員。

4 番（廣利一志君） ちょっと、質問のところには、ちょっと、その原因とするところが東京の本社というところで言われましたので、確か、その BERT 本社は岡山の、3 月に変えているはずなんですね。そのあたりは、事務所を開設して、それで OK なのかというところが聞きたい。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） BERT というのは、一般財団法人 BERT、それから一般社団法人 BERT INTERNATIONAL、そういうものがあります。

岡山に本社移されたのは一般社団法人 BERT INTERNATIONAL でございまして、佐用町に開設しようとしてされているのは一般財団法人 BERT でございます。

議長（西岡正君） はい、よろしいですか。はい、ほかに。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本議員。

9 番（山本幹雄君） 何か今ね、今まで説明してきたように言うて、僕、BERT のことなんか説明受けとらんと思うんやけど。はっきり言うて、僕、委員会の時にも言うたけど、何するんや言うたら、はっきり言うてパソコンで見て、ああ、矢掛町でこんなんしよんやないうて見たけど、内容わからんけど、これで、5,000 万円と、それから 5,000 万円借り

〔金谷君「そんなこと言うてへんがな」と呼ぶ〕

だから、もうちょっと、例えば、防災どうのこうのというのあったから、そういう部分なのかなと思うけど、それでどう見ても、僕は、1億円がペイできるとは思えないなというのを、町長にそこらへんを言わさせてもらいたいと思うんや。その通りやと思うんで、もういっぺん、もうちょっと、きちっと説明してもらいたいなと思うんです。

議長（西岡 正君） はい、町長。

なかなか、これも補正予算として出てきましたので、十分な検討期間とか、こちらでも調査がなかなか難しい。協議をしたり、説明を受けるのも、内容的に詳しく説明する時間もないと、で、議会にも説明させていただいたように、まずは、県にもこれは相談をして、

この地域経済循環型交付金の申請を行う。これについては、まず、総務省でも審査をされると。これを、今、逆に申請をしておかないと受けれないということで、申請に伴うためには、こうした予算措置は、町を経由して、国からの交付金を交付しますという形になりますので、これはさせていただきたいという話は、皆さんにも説明させていただいたつもりです。

それによって、審査によって、今後、それが採択されなければ、これは、その予算は減額をさせていただきますということも話をさせていただいたつもりです。

ですから、このたび、そうした事業計画そのものが、いろいろと理由はあると思います。

私も、その計画、事業そのものが、本当にこれ、いろいろと理想的にこんなことやりたいという気持ちはわかるんですけども、事業として継続できるのかどうかというところが、なかなか私自体も聞いてもわからないところがありました。

だから、私は、本社がどうか、いろいろと地元の経済にどれだけ貢献できるのかというようなところがあったと、審査の1つの対象だと思いますけれどもね、しかし、その地元にご貢献するとしても、採算性が取れて、事業が順調に展開できなければ、これは何も貢献できないわけで、そういう部分で、やはり事業計画そのものが、なかなか十分な計画になってなかったんだろうなというふうには、私は思っています。

ただ、融資については、金融機関との話で、それが採択できれば融資をしますという、そういう話は前段として、金融機関との話し合いもされて、そういうことを申請の中身として、計画書の中に入れて申請をされているということはあるわけですけども、しかし、今回、採択されなかったということについて、今回、こうした補正、繰越明許についても、全部皆減をさせていただいたと、これは当初から、そういうことになりましたよということは、皆さんにもお話をさせていただいたところです。

ただ、これから、それぞれの学校跡地等のいろんな活用についても、こういう形で、いろんな申し出があることを期待をしたいわけですね。いろいろな民間の知恵とか、そういう事業、意欲を持って提案をしていただくものを、やはり町としては、最終的にはどこかに選択をしなきゃいけないんですけども、それが、いいか悪いかと、それが本当に地域にとって将来的に大きな皆さんの地域の活性化につながるかどうかについては、実際、いろんな提案をいただかないとね、最初から、こちらからこういうものをつくりたいというわけではないので、公募をして行う中での BERT も1つの事業者として、これは対象としてはあるのではないかなと思ってますし、今後、一旦、申請したものの内容が、どういうことで、これが採択できなかったのか、また、事業化できなかったのか、これは一つの、また、内容を分析した上で反省して、さらに事業化でき採択が受けれるようなものにしていくということが、これはまた、町としても、当然、受け入れるためには、一緒に考えていかなきゃ、地元として考えていかなきゃいかん話なんで、それはよく研究をさせていただきたいと思っております。

今回の補正については、そういうことでの減額でありますので、ご理解いただきたいと思います。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本議員。

9 番（山本幹雄君） 今、町長の説明受けたようなこと、例えば、5,000 万円、あれがあって、よそから 5,000 万円借りてから、どうのこうのいうのは、よう聞いたんだけど、僕が言うてるのは、その話はそうなんだけど、僕が聞いているのは具体性がなかったん違う

かということ、戦略云々とかいうのはええとしても、何をするんですよというのは、具体的なこと僕聞いてませんよという話。

例えば、神戸のほうの大学の先生が、すごい人なんや、すごい人なんや言いよったという話は、よく聞いた。すごい人なんで、BERT さんが何するんかいうのんを、江川小学校で何するんですかいうのを、僕は聞いてないなと思う。

だから、5,000 万円もらうんだったら、ちょっとでも有効に使ってもらいたい。

例えば、国からもらうんやから、佐用町が別に損するわけではないなと思うから。ところが、よく言わせてもらおうと、東北のほうで、ある人が NPO 法人つくって、補助金がありて云々、くんぬんってやった時に、よう見てみたら何か海で走り回って警察にちょっと厄介になった人が、テレビで、前やっておったと。結局、実際、きちっとしたことに使われなかった、テレビで問題になっておったというのがある。

僕が一番心配するのは、この 5,000 万円入れて、よそから借りて、5,000 万円して片山さんがきちっとやってくれるかどうかいうのを、僕は、片山さんを疑うわけではない。疑うわけではないというのはどういうことかと言うと、片山さんのこと、よく知らないから。だけど、僕は、きちっとやってもらって、ああ佐用町でやってよかったないう形、佐用町でいい判断やったなという結果を、僕は、町民からも喜んでもらいたいし、そう思うので、そのやること自体が、この前の委員会の時には、資料はないんですかって言うたら、資料は、まだないんですと。その後、久保課長のところへ行った時に、後の時には、資料あるんですと言ったから、それだったら、その資料ぐらい出すようにせいよと。

簡単な話し、矢掛町でしよんと言いよんだったら、それでもええがな。今、矢掛町でこんなしよんやというのんぐらい出せよという話をさせてもらたと思うけど。

実際問題、今の話を聞いても、何をしたいのかというのが、明確に言えないということだが、僕はちょっと心配かなということなんです。

だから、戦略もええ、戦術もええ、そんなことじゃなくして、何したいんかという具体的な、この事業を、内容を説明してもらいたいなということ、僕は言いようだけです。そういうことです。

議長（西岡 正君） はい。

9 番（山本幹雄君） ああ、ごめん。まあいいです。

もう 1 回ね、3 月の段階で、それでも僕は町のために、町長の判断間違えてないだろうということで信頼して OK させてもらてしてますので、だから今後、する時には、話を進める時には、きちっと、そういう事業計画を出してもらって、こういう方向でいくんですよということを出してもらいたいということです。

委員会でも、そのこと再三言うたんですよ。言うたつもりなんですよ。ちょっと、いろいろありましたけど。そういうことです。

議長（西岡 正君） ほかにありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

7 番（岡本義次君） 12 ページ、20 の農林水産使用料、キャンプ場使用料が 630 万円から減ってございます。これら対前年、25 年と比べて入込客が何ぼぐらい減少したのかとい

うことと、また、元へ戻すために、どのような作戦いうか、計画を立てていらっしゃるのか、そこらへんについて伺います。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（高見寛治君） 南光自然観察村のキャンプ場使用料の件でございますが、昨年度と比較をいたしまして、使用料総額でいきますと、136万2,000円ほど減っております。これにつきましては、天候不順、特に8月の夏休みの間が天候不順でございまして、そこで去年との比較が228万円ほど大きく減っております。ほかのところは増えておりますので、この金額でよく持ち直したなと思っております。

人数につきましては、去年度と25年度を比べまして、全部で630人減っております。これにつきましても、今言いました8月分のところで、25年度と比べまして1,400人ほど減っておりますので、ほかのところと相殺しまして630人ほどのマイナスまで回復をしております。

今後、どういうふうにやっていくかということなんでございますが、26年度からホームページ、フェイスブックのほうを立ち上げております。

それと、簡単なイベント事業です。餅つき体験であるとか、星を見る観察会でありますとかいうのを、小さいイベントであります、回数重ねていこうと、で、リピーターを増やそうという考えを持っております。

27年度、そういう格好で取り組んでまいりたいと思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本議員、質問。

7番（岡本義次君） 元へ戻って、大勢の人に佐用へ来てもらうようにしてもらいたい。

天候不順については、何ともすることはできないかも知れませんが。

それと、12ページの住宅使用料滞納繰越分35万4,000円、それから改良住宅使用料現年度分減額6万5,000円、その下の分の改良住宅使用料滞納繰越分1万9,000円、そして13ページ、コミュニティプラント施設使用料滞納分7,000円少のうございすけれど、町民税とか固定資産税の分についても、25年と比べて1,000万円ぐらいは改善できたということでございすけれど、それらについて、現況と将来見通しについて述べてください。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（高見寛治君） 住宅使用料の滞納分の増につきましては、予算15万円置っておったんですが、26年度中に50万4,000円ほどの収納がありました。それについての増

でございます。

それで、滞納全体につきましては、26 年中 13 人の方がいらっしゃいました。そのうち、13 人 18 軒の滞納がありました。そのうち、9 人 9 軒の方が納付をしていただけまして 50 万 4,000 円の収入。滞納整理ができております。

それと、次の 6 万 5,000 円の減額の分につきましては、改良住宅の分につきましては、空き家が増えましたので、現年の使用料の分を減額をしております。

それから、その下の 1 万 9,000 円の滞納分につきましては、26 年度中に 1 人 1 軒 2 万 600 円の滞納が発生していましたが、26 年度中に全て 2 万 600 円を入金をしておられますので、その差額 1 万 9,000 円を補正をさせていただいております。

議長（西岡 正君） はい。

7 番（岡本義次君） その下の 13 ページは。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 上下水道課長。

上下水道課長（上野耕作君） コミプラの滞納分でございますけれども、これも 3 月の議会の折にもご説明申し上げましたとおり当初予算 5,000 円ということで計上いたしておりますけれども、実績に基づいて 7,000 円増額させていただいております。

で、件数につきましては 4 件ということで、引き続き納入していただくように努めております。以上です。

議長（西岡 正君） ほかに。

〔小林君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、小林議員。

3 番（小林裕和君） すいません。1 点だけ、61 ページ、特産品販売促進施設整備事業費、当初予算で 500 万円計上して、今回、専決で 500 万円そのまま…。

簡単に未執行だった理由、簡単をお願いします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（横山芳己君） これにつきましては、徳久バイパス沿いの直売所を建設するという計画でございました。

それで、3 月議会にも町長申しましたように、国道のバイパス建設に伴いまして、要は、一緒に工事をしなければならない。造成工事をしなければならないということを、26 年度当初予算をつくった時には考えておったわけですがけれども、町長の答弁でもありましたように、国道工事に影響を与えることなく造成工事ができるということで、26 年度につきましては、排水工事だけを国道のほうに先行していただきましてしたということで、今後

において、もう少し周辺の状況とか、あと町内の直売所関係の協議が必要ということで、26年度は見送りにしまして、27年度に詳細を決めていくということで、この26年度につきましては見送りをしたということでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。
はい、ほかに。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本議員。

9 番（山本幹雄君） 岡本さんが8ページで聞いたことで、固定資産税の云々やで別にほんまは決算の時にきちっと聞いたらええかなと思うんやけど、これ聞いて、答弁が265万円が増えたん何かいうたら、目立ったものがないいうて答弁したと思うので、目立ったものがないのに265万円も増えよったら当初予算何だったんかなという話になるんです。僕に言わしたら。

よその、ほかの前後の見よってね、例えば、滞納のとこやったら12万円とか1万何ぼとか6万何ぼの中で、265万円も増えておって目立ったものがないというんじゃないくして、ある程度明確にこうですよいうて答えてもらわないと、そんな答弁ない。はい、いいですよとは、ちょっと僕はよう言わんいうのがある。もうちょっと真面目に答えてもらいたいと思うんやけど。違うかな。これ10万円や20万円じゃない。260何円万やろ。

議長（西岡 正君） はい、税務課長ですか。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（加藤逸生君） 固定資産税の土地の件でございますが、これにつきましては、例年土地の総評価見込というのがありまして、それに基づいて算定をしておるわけなんですけれども、それにつきましても評価、課税地目の見積もりとかで、若干見込み違いがあったんじゃないかなというふうに考えております。

課税基準日において、ここが造成されて、宅地になって、こういう大きなものができたといったものは、特にはないんですけれども、しいて挙げれば、佐用ゴルフ場の償却、太陽光発電をしております、その分について、一部課税地目を見直したという部分はございます。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本議員。

9 番（山本幹雄君） それで、納得せいうたら納得できるけども、せめて、それぐらい真面目には答えてもらいたい思う。

ねっ、目立ったものはないですけど、云々、くんぬんって、「はあ」と聞いておって、それでいいですよとは、僕らは言えんと思うはな。

ちょっと、そこらへん、きちっと答えるようにだけはしてもらいたと思います。以上です。

議長（西岡 正君） ほかに。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本議員。

7 番（岡本義次君） 21 ページ、80 諸収入の 10 延滞金加算金及び過料の 10 延滞金、149 万 8,000 円、これらについての改善いうのか、どのように推移しておるのかというのが 1 点と、その下の 25 貸付金元利収入の 10 住宅新築資金等貸付け金元利収入の滞納繰越の 72 万 3,000 円、右側にある分ね、これらについても同じように答えてください。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（加藤逸生君） 延滞金でございますが、これは、税の滞納分についてかかっておるんですけれども、これにつきましては、当初予算は多分、300 万円だったんじゃないかなと思うんですけれども、すいません。ちょっとお待ちください。

当初予算では 300 万円を計上しておりました。前の答弁でも申し上げたように、分納誓約に基づく納付がございまして、この分につきましては、古い分もございますので、滞納分が増えたということで、前回 1,500 万円に増やしておりましたけれども、最終的に 5 月の出納閉鎖の段階で、この 149 万 8,000 円が増額になったということでございます。

議長（西岡 正君） もう 1 件、何でした？

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 新築資金関係の滞納繰越分でございますけど、今回、新築資金分につきましては、当初予算では 78 万 1,000 円を従来の計画どおり、予算どおり挙げさせてもらっておったんですが、納付者のうち 1 名の方が全額納付をしていただきましたので、総額 160 万 2,595 円入りましたので、今回、専決補正で 82 万 1,000 円を増額させていただきました。

それから、住宅改修取得、それから建設等につきましては、当初予定しておりましたが、若干、思いどおりになりませんでしたので、最終今回、全額、災害援護資金もそういうことで減額をさせていただきました。これからも取り組みますので、よろしくお願いします。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、ほかに。

それでは、ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより承認第3号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第3号を、原案のとおり承認することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、平成26年度佐用町一般会計補正予算第8号（専決第4号）は、原案のとおり承認されました。
ここでお昼ですので、休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） それでは、再開を午後1時20分といたします。

午後00時00分 休憩

午後01時20分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き、会議を再開します。
続いて日程第10、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、平成26年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計補正予算第2号（専決第5号）に対する質疑を行います。ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより承認第4号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第4号を、原案のとおり承認することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、平成26年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計補正予算第2号（専決第5号）は、原案のとおり承認されました。

続いて日程第11に入ります。日程第11、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて、平成26年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算第4号（専決第6号）に対する質疑を行います。ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

7 番（岡本義次君） 4 ページ、10 一般被保険者国民健康保険税、20 番、医療費給付費分滞納繰越分の減額 247 万 8,000 円。22 番、後期高齢者支援金分滞納繰越分 59 万 7,000 円。25 番、介護納付金分滞納繰越分減額 28 万 9,000 円。

5 ページの 15 退職被保険者等国民健康保険税、20 番、医療給付費分滞納繰越分 6 万 8,000 円の減額。22 番、後期高齢者支援金分滞納繰越分 3 万 6,000 円。これについてもお願いします。

議長（西岡 正君） 極力、決算の時、また、同じように聞かれるんだと思うんですが、それも含めた中で判断してください。お願いします。

はい、答弁願います。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（岡本隆文君） 失礼いたします。

お尋ねの滞納繰越分についてでございますけれども、それぞれ医療給付分、後期分、あるいは介護納付分というような形で、内容によって分けておりますけれども、支払われる個人に関しては 1 本になってまいりますので、滞納という全体のくくりの中でご説明をさせていただきますと思います。

滞納繰越分につきましては、それぞれ合計いたしまして、26 年度調定といたしまして 7,400 万円余りを調定させていただいてます。そういった中での収納につきましては、収納率 18.19 ポイントということで、収納させていただいております。

結果としまして、未納が滞納分につきましては、約 6,050 万円ぐらいが翌年、27 年度へ繰り越すようになります。

25 年度につきましては、滞納分につきましてはの収納率につきましては 15.66 ということで、ポイントの上では改善はいたしておりますけれども、相変わらず、たくさんの未収がございますので、引き続き収納率のアップに努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（西岡 正君） はい、ほかにありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、本案に対する討論を終結します。

これより承認第 5 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第 5 号を、原案のとおり承認することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって承認第5号、専決処分の承認を求めることについて、平成26年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算第4号（専決第6号）は、原案のとおり承認されました。

日程第12、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて、平成26年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号（専決第7号）に対する質疑を行います。質疑はございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

7番（岡本義次君） 4ページ、20 普通徴収保険料、20 の滞納繰越分 52 万 1,000 円、これについてもお願いします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（岡本隆文君） 失礼いたします。

滞納分につきましては、26 年度の調定といたしまして、ここへ予算上の表示でございますけれども調定といたしまして 207 万円余りを調定いたしております。

そういった中で、収納率が 25.54 パーセント、未収が 154 万円余りということで、そういった予算上の差額と、収入額との差額 52 万 1,000 円を、この度、専決補正させていただいております。

この点につきましても、引き続き収納率のアップに努めてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。ほかにありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより承認第6号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第6号を、原案のとおり承認することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって承認第6号、専決処分の承認を求めることについて、平成26年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号（専決第7号）は、原案のとおり承認されました。

続いて日程第 13、承認第 7 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 26 年度佐用町介護保険特別会計補正予算第 5 号（専決第 8 号）に対する質疑を行いますか、ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本議員。

7 番（岡本義次君） 4 ページ、10 第 1 号被保険者保険料、30 番、滞納繰越分普通徴収保険料減額 238 万 8,000 円、これについてもお願いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 滞納繰越につきましては、当初予算 303 万 7,000 円を挙げさせてもらっておりました。調定額につきましては 646 万 8,309 円でございます。

その後、今年度、滞納分につきまして徴収をさせていただきましたが、収入金 64 万 9,386 円の収入となり、予算のほうを 238 万 8,000 円減額させてもらったところです。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。ほかにありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより承認第 7 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第 7 号を、原案のとおり承認することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって承認第 7 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 26 年度佐用町介護保険特別会計補正予算第 5 号（専決第 8 号）は、原案のとおり承認されました。

続いて日程第 14、承認第 8 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 26 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算第 5 号（専決第 9 号）に対する質疑を行いますか、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより承認第8号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第8号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって承認第8号、専決処分の承認を求めることについて、平成26年度佐用町朝霧園特別会計補正予算第5号（専決第9号）は、原案のとおり承認されました。

続いて日程第15に入ります。日程第15、承認第9号、専決処分の承認を求めることについて、平成26年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算第4号（専決第10号）に対する質疑を行います、ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

7番（岡本義次君） 10簡易水道使用料、15番、滞納繰越分97万3,000円、これについてもお願いします。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（上野耕作君） この滞納繰越分でございますけれども、当初予算に120万1,000円を計上させていただいております。

で、3月末収入額が97万4,000円、当初、調定額891万7,170円に対し、収入額229万4,000円ということがございました。収納率25.73ということで、その関係で、今回、97万3,000円を計上させていただいております。

今後も引き続き、滞納分については、努力してまいりたいと思います。よろしく願います。

議長（西岡 正君） よろしいですか。はい、ほかにありますか。
はい、ほかにないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより承認第9号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第9号を、原案のとおり承認することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって承認第 9 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 26 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算第 4 号（専決第 10 号）は、原案のとおり承認されました。

続いて日程第 16、承認第 10、専決処分の承認を求めることについて、平成 26 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第 4 号（専決第 11 号）に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

7 番（岡本義次君） 3 ページ、上の事業分担金の滞納繰越分 5 万円の減額の分と、下の公共下水道施設使用料、滞納繰越分 23 万 1,000 円、これについてもお願いします。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（上野耕作君） 分担金の 5 万円の減額でございますけれども、これにつきましては、今年度、収入がございませんでした。引き続き、滞納されておる方につきましては、これからもまた、努力してまいりたいと思います。

それから、使用料の滞納繰越分でございますけれども、これにつきましても、今年度 98 万 1,200 円の収納がございまして、収納率 9.21 ということで、その差額分 23 万 1,000 円を今回補正で計上させていただいております。

これも引き続き努力してまいりますので、よろしくお願いします。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、ほかにはありますか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより承認第 10 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 10 号を、原案のとおり承認することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって承認第 10 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 26 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第 4 号（専決第 11 号）は、原案のとおり承認されました。

続いて日程第 17、承認第 11 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 26 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算第 3 号（専決第 12 号）に対する質疑を行います。質疑はございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

7 番（岡本義次君） 3 ページ、生活排水処理施設使用料、15 番、滞納繰越分 5 万 5,000 円、これについても説明をお願いします。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（上野耕作君） 滞納繰越でございますけれども、まず、合併浄化槽の使用料でございますね、これにつきましても今年度 24 万 1,560 円ということで、収納率が 12.2 ということで、収納してまいっております。それに伴いまして、4 万 2,000 円を今回、計上させていただきます。

それから、農業集落排水の施設使用料でございますけれども、これも同じく収納額が 21 万 3,600 円ということで、調定額に対して 13.06 ということで、その差額 1 万 3,000 円を今回補正で計上させていただきます。

まだ、残っておりますので、引き続き滞納整理に努めてまいりますので、よろしくお願いします。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。ほかにありますか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより承認第 11 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 11 号を、原案のとおり承認することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって承認第 11 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 26 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算第 3 号（専決第 12 号）は、原案のとおり承認されました。

続いて日程第 18、承認第 12 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 26 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算第 5 号（専決第 13 号）に対する質疑を行いますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、これで質疑を終結します。
これより討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより承認第 12 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 12 号を、原案のとおり承認することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって承認第 12 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 26 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算第 5 号（専決第 13 号）は、原案のとおり承認されました。
続いて日程第 19、承認第 13 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 26 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算第 3 号（専決第 14 号）に対する質疑を行います、ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

7 番（岡本義次君） 3 ページ、使用料、笹ヶ丘荘使用料、食事料が 821 万 3,000 円減額。
それと、下の結婚式の関連売上料 93 万 7,000 円減額になっておりますが、これらについては、どんなような要因なんでしょうか。
また、結婚式は何組あったんでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（高見寛治君） 食事料の件でございますが、笹ヶ丘全体では、今、スポーツ合宿等で多くの方が使われておられます。その関係で、少し法事等の行事のほうは、少し予約からは減っているようでございます。その関連かと思われます。
それと、結婚式のほうにつきましては、結婚式を挙げられた方はいらっしゃいません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

7 番（岡本義次君） 結婚式がなかったということでございますけれど、なかったから、この関連売上の 93 万 7,000 円が、これだけでも減額であったというふうに解釈すればいいんですね。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（高見寛治君） 予算の時には、そういう関係で 100 万円の予算を組んでおったんですけれども、関連事業がありませんでしたので減額をさせていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、ほかにありませんか。
はい、ほかにないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、本案に対する討論を終結します。
これより承認第 13 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 13 号を、原案のとおり承認することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって承認第 13 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 26 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算第 3 号（専決第 14 号）は、原案のとおり承認されました。

続いて日程第 20、承認第 14 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 26 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算第 3 号（専決第 15 号）に対する質疑を行います。質疑はございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

7 番（岡本義次君） これ事業収入が、ぐっと少なくなっておりますけれども、これらについては、どんなんでしょう。その推移について述べてみてください。

議長（西岡 正君） はい、答弁ください。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 歯科保健センターの当初予算等の組み立てでは、前年度実績等も参考になるわけですけど、全体の運営等の収支を見て、いつも当初予算、診療報酬等、それから支出の賃金等も含めて医業費、または通常の事務費等も含めて予算化、計上させていただいております。

実績につきましては、過去の会計の決算等によりまして、若干、年々減る中で質問等にもあった中にも診療件数が減っている。または、診療点数が減っているという中で、過去にも何回も報告させていただいたかと思えます。

特に、今年度もあくまで専決でございますけど、開設日数的には、毎週木曜日と金曜日

の2日間の年間104日と、あとは訪問等が入りますので、実質開設日は102日で、今年度につきましても同日数を開設したと思っております。3月ではね。それで、専決補正をさせていただいているわけなんですけど、ただ、診療件数については、昨年と比較しましても、さほど変わらないんですが、年々、実人数は減っております。実質の件数はね。

それで、大きく変わるのは点数です。やはり治療等の点数は人によって、当然、違いますので診療点数が大きく伸びる場合と、いや、非常に治療が進み、そういう方の診療に来られた方については、点数が低い場合もございますし、大きな点数が上がる場合もございますが、結果的には件数等は、あまり変更ないにもかかわらず診療収入が少ないということは、1件当たりの単価が若干少なくなっているのかなという傾向が、特に、今現在見られております。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。ほかにございますか。

はい、ほかにはないので、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより承認第14号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第14号を、原案のとおり承認することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって承認第14号、専決処分の承認を求めることについて、平成26年度佐用町歯科保健特別会計補正予算第3号（専決第15号）は、原案のとおり承認されました。

続いて日程第21、承認第15号、専決処分の承認を求めることについて、平成26年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算第1号（専決第16号）に対する質疑を行います、質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより承認第15号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第15号を、原案のとおり承認することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって承認第15号、専決処分の承認を求めることについて、平成26年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算第1号（専決第16

号)は、原案のとおり承認されました。

日程第 22. 承認第 16 号 専決処分の承認を求めることについて (佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について 専決第 17 号)

議長 (西岡 正君) 続いて日程第 22、承認第 16 号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について (専決第 17 号) を議題といたします。

承認第 16 号について、当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長 (庵逄典章君) それでは、ただ今、上程をいただきました、承認第 16 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につきまして、提案のご説明を申し上げます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により介護保険法の改正が行われ、平成 27 年 4 月から、介護保険の 1 号保険料について、給付費の 5 割の公費とは別枠で、消費税による公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減強化を行うこととなりました。

この改正を踏まえまして、佐用町介護保険条例の一部を改正したものでございます。

なお、今回の専決処分につきましては、具体的な軽減に係る基準を定めます介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が、平成 27 年 4 月 10 日に公布並びに施行されたことにより、平成 27 年度分の保険料から適用することとなりましたので、専決処分による条例改正を行ったものでございます。

これにより、平成 27 年 4 月からの軽減につきましては、町民税非課税世帯のうち、特に所得の低い第一段階に該当する方を対象に、保険料基準額に対する割合を 0.5 から 0.45 に軽減し、年額 3 万 240 円の保険料となり 3,360 円の軽減となります。

また、消費税率 10 パーセントの引き上げが行われる平成 29 年 4 月からは、町民税非課税世帯全体を対象として、低所得者の軽減施策が完全実施される予定となっております。

ご承認を賜りますようお願いを申し上げて、提案理由の説明といたします。

議長 (西岡 正君) 当局の説明は終わりました。

なお、本案につきましては、本日即決いたします。

これから承認第 16 号に対する質疑を行います。質疑はございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長 (西岡 正君) はい、岡本義次議員。

7 番 (岡本義次君) 今、説明の中で 0.5 が 0.45 になったということですが、佐用町としては、どれぐらいの金額が出てきよんですか。該当として。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 今回の軽減施策によりまして、総額で 315 万 5,000 円該当します。そのうちの 2 分の 1 が国庫、4 分の 1 が県費、そして 4 分の 1 が町一般財源になっております。総額で 315 万 5,000 円が該当になります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。ほかにありますか。
ないようですので、質疑を終結します。
これより討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより承認第 16 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 16 号を、原案のとおり承認することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって承認第 16 号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について（専決第 17 号）は、原案のとおり承認されました。

日程第 23. 議案第 64 号 佐用町緊急通報センター条例の一部を改正する日程の条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 23、議案第 64 号、佐用町緊急通報センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 64 号、佐用町緊急通報センター条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

緊急通報システムは、65 歳以上のひとり暮らし等で希望される世帯に端末機を設置し、その発信機により佐用消防署の緊急通報センターへ通報をし、あらかじめ登録された近隣の協力員との連携により救急時や火災時の援助を行うシステムでございます。

現在、ひとり暮らし老人等の 508 世帯に緊急通報システムの端末機が設置され、万一の事態に備え緊急通報センターとの連絡体制を構築いたしております。

しかしながら、この緊急通報センターは、平成 25 年 4 月に西はりま消防組合が発足し 3 年間は佐用消防署において緊急通報センターの業務を行ってまいりましたが、平成 28 年 4 月には西はりま消防組合本部に通信指令業務が移転することに伴い、緊急通報センター業務に変更が生じますので、この度、佐用町緊急通報センター条例の一部を改正するものでございます。

この緊急通報センターは、日常生活において緊急に救助等を求めた時の対応が取れる民間事業者へ緊急通報センターを業務委託し、24 時間体制で緊急時の対応と、月 1 回のお元

気コールにより安否確認を実施し、現在のサービスが低下することなく安心して生活できるよう、ひとり暮らし世帯への見守り活動等を行ってまいります。また、緊急時においては、緊急通報センターから消防署への通報と近隣の協力員へ連絡を行い万全の体制で取り組んでまいります。

なお、緊急通報センターの整備は、事業者の選定と端末機の工事等の施工を平成 28 年 3 月末までに切替えが完了する予定で進めてまいりたいと考えております。

以上、提案の説明をさせていただきました。ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（西岡 正君） 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 64 号は、産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みおきの上、質疑をお願いいたします。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

7 番（岡本義次君） 508 人の方が設置されておるということでございますけれど、これ 1 件当たり費用として何ぼぐらいかかるんかというのと、26 年度、その出動されたというか、緊急にそこへ駆けつけたという件数は幾らでしたか。

議長（西岡 正君） はい。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 金額は、いつも新規設置の場合は、当初予算に挙げさせてもらっております。平均基本額が S L の 510 ですか、7 万 3,000 幾らが 1 基当たりの金額だったように思います。毎年、当初予算で挙げさせてもらって古い機種を変更しながら、現在、510 ですか、それに、今、切りかえている最中でもございます。

それから、通報関係ですけど、いつもでしたら消防署の署長がいらっしゃって、ご報告する時もあるんですけど、一応、1 月 1 日、要するに 1 月、12 月の報告で年報いただいておりますが、それからいきますと、昨年の 12 月までの 1 年間は緊急車出動が 25 件、それから協力員への通報によって対応処理が 10 件、消防車の出動が 6 件、相談が 32 件、それ以外の通報は、電池切れとか、本体の電池切れ、それからペンダントの電池切れ等の通報は、当然、相当の件数がございます。また、いつもあるんですが、便利なところに通報システムを置きますので、誤報等がございます。それも相当件数は、毎年のようにございます。以上でございます。

議長（西岡 正君） よろしいですか。はい、ほかに。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。

ただ今、議題としております議案第 64 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議ないと認めます。よって議案第 64 号、佐用町緊急通報センター条例の一部を改正する条例については、産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 24. 議案第 65 号 佐用町子育て支援センター条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 24、議案第 65 号、佐用町子育て支援センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました、議案第 65 号、佐用町子育て支援センター条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

これまで、町内 4 カ所の地域子育て支援センターにおきまして、ママプラザを週 4 日、1 日当たり 4 時間開設し、子育て中の親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習などを実施してまいりました。

今後は、さよう子育て支援センター 1 カ所におきまして、週 6 日、9 時から 17 時まで町内全域の親子を対象にママプラザを開設し、行事・セミナー・サークル活動等をはじめ、子育てに関する相談・支援及び情報提供を行ってまいりたいと思っております。

このことに伴い、各地域子育て支援センターを廃止するため、佐用町子育て支援センター条例の一部を改正するものでございます。

ご承認賜りますようお願い申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 65 号は、産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みおきの上、質疑をお願いいたします。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

7 番（岡本義次君） 佐用に集約したわけでございますけれど、それぞれ、この集約することによって従事者が何人か減ったりとか、そういうようなことはあったんでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 3 月の最終日、全員協議会の時に、町長のほうから説明をさせていただいたかと思えます。年度内の協議の結果、4 月 1 日以降の対応についてのご説明

の中にもありましたが、元々インストラクターが各地域に1名と、もう1名アシスタントが、それで、各2名で各地域をカバーしておりました。

今回の今年度からのママプラザ対応は、子育て支援センターに、今、一挙集中し、その8人体制で、なおかつ9時から5時、そして週6日といった活動を集中的にやっていくと。

今まででしたら、週に3日または4日の午前中とか昼からとか、各地域によってめんめでしたが、子育てにかかわる保護者の方、また、ご本人さんを集中的にしていこうということで、6日間の解放、終日解放という形で、従来どおり8名の方に今年度も引き続き活動をしていただいております。以上です。

議長（西岡 正君） よろしいですか。はい、ほかにありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第65号は、会議規則第37条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議ないと認めます。よって議案第65号、佐用町子育て支援センター条例の一部を改正する条例については、産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第25. 議案第66号 平成27年度佐用町一般会計補正予算案（第1号）の提出について

議長（西岡 正君） 続いて日程第25に入ります。議案第66号、平成27年度佐用町一般会計補正予算案（第1号）の提出についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第66号、平成27年度佐用町一般会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,428万2,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132億6,811万3,000円に改めるものでございます。

その中身につきまして、第1表、歳入歳出予算補正によりましてご説明申し上げます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

分担金及び負担金につきましては、土地改良事業分担金526万5,000円の増額でございます。

使用料及び手数料につきましては、行政財産使用料120万5,000円の減額でございます。

国庫支出金につきましては、4,203万6,000円の増額でございます。うち、国庫補助金におきましては3,323万8,000円の増額で、個人番号カード交付事業費補助金652万3,000円や情報通信技術利活用事業費補助金2,100万円の追加計上が主なものでございます。委託金におきましては、新たな広域連携促進事業国庫委託金879万8,000円の増額でございます。

県支出金につきましては、1,794万5,000円の増額で、基盤整備促進事業補助金1,291

万 5,000 円や住民参画型森林整備事業補助金 500 万円の追加計上が主なものでございます。

繰入金につきましては、財政調整基金繰入金 1,878 万 8,000 円の増額でございます。

諸収入につきましては、235 万 3,000 円の増額で、次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金 260 万 8,000 円の追加が主なものでございます。

町債につきましては、3,910 万円の増額で、農業生産基盤整備事業債の増額と農産物処理加工施設整備事業債の追加でございます。

次に、歳出についての説明を申し上げます。2 ページをご覧ください。

議会費につきましては、642 万円の増額でございます。内訳といたしまして、議員報酬 312 万円や議員共済会納付金 214 万 1,000 円の増額などでございます。

総務費につきましては、2,613 万 1,000 円の増額でございます。うち、総務管理費におきまして 1,954 万 2,000 円の増額で、一般管理費の特別職給 138 万円、財産管理費の土地購入費 460 万円、電子計算費の社会保障・税番号制度システム整備委託料 208 万 7,000 円、姫新線利用促進費の利用促進状況調査委託料 760 万円などでございます。徴税費におきましては 2 万 3,000 円の増額でございます。戸籍住民登録費におきましては、地方公共団体情報システム機構交付金 652 万 3,000 円の追加計上でございます。監査委員費におきましては、報酬 4 万 3,000 円の増額であります。

民生費につきましては、12 万 5,000 円の増額で、電気保安業務検査委託料の追加でございます。

衛生費につきましては、82 万円の増額でございます。保健衛生費におきまして、検診送迎サービス使用料 12 万円を追加するなどいたしております。

農林水産業費につきましては、8,802 万 6,000 円の増額であります。農業費におきましては 5,999 万 6,000 円の増額で、那手地区土地改良事業共同施行補助金 2,700 万円の増額や、上月農産物処理加工施設みそ熟成庫の整備事業費の追加などでございます。林業費におきましては 2,803 万円の増額で、森林資源活用計画調査委託料 2,200 万円や住民参画型森林整備事業補助金 500 万円の追加などでございます。

商工費につきましては、100 万円の増額で、測量調査設計委託料などの追加でございます。

土木費につきましては、100 万円の増額で、道路橋梁費におきまして、原材料費の増額であります。

教育費につきましては、76 万円の増額で、教育総務費におきまして、教育長給料の増額などがございます。

次に、地方債の補正でございますが、第 2 表、地方債補正によりましてご説明をさせていただきます。予算書 3 ページをご覧ください。

地方債の追加は、農産物処理加工施設整備事業におきまして、起債予定額の限度額を 3,070 万円に設定をいたしております。

地方債の変更は、農業生産基盤整備事業におきまして、事業量の増加に伴い、起債の限度額を 1,510 万円に増額をいたしております。

以上で、佐用町一般会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。それぞれご承認いただきますようお願い申し上げますと説明を終わります。

議長（西岡 正君） 当局の説明は終わりました。

ただ今議題としております議案第 66 号につきましては、6 月 16 日の本会議で質疑、討論、採決を予定していますので、ここで議事を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

日程第 26. 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（西岡 正君） 続いて日程第 26、諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程をいただきました諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております、佐用町安川 1055 番地、衣笠まゆみ氏の任期が、本年 9 月 30 日をもって満了となるため、引き続き人権擁護委員に就任いただきたく、候補者として推薦をいたしたいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 号の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

ご同意いただきますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案の説明が終わりました。

なお、諮問第 2 号につきましては、本日即決といたします。

ここで資料配付のため暫時休憩します。

午後 0 2 時 0 3 分 休憩

午後 0 2 時 0 4 分 再開

議長（西岡 正君） 休憩を解き会議を続行します。

ここでお諮りします。諮問第 2 号については、お手元に配付いたしました意見のとおり適任と答申したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配りました意見のとおり、適任と答申することに決定いたしました。

日程第 27. 請願第 1 号 米価対策の意見書を求める請願(委員長報告)

日程第 28. 請願第 2 号 T P P 交渉に関する請願（委員長報告）

議長（西岡 正君） 続いて日程第 27 と日程第 28 を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 27、請願第 1 号、米価対策の意見書を求める請願と、日程第 28、請願第 2 号、T P P 交渉に関する請願の 2 件を一括議題といたします。

この 2 件の請願は、先の定例議会に所管の産業厚生常任委員会に審査を付託し、閉会中の継続審査とされておりますので、産業厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

産業厚生常任委員長、石堂 基君。

〔産業厚生常任委員長 石堂 基君 登壇〕

産業厚生常任委員長（石堂 基君） 失礼します。

第 65 回佐用町議会定例会において本委員会に付託を受け、継続審査としておりました事件についての審査結果を会議規則の規定により報告をいたします。

審査経過としまして、付託を受けましたのは本年 3 月 4 日、なお今回の審査日については、6 月の 3 日に実施をしております。

審査に出席した者は、私を含め、産業厚生常任委員会の委員全員であります。なお、今回は、継続審査であったため、当局の出席については、事務局の局長補佐のみの出席を求めています。

請願第 1 号、請願第 2 号に関する追加説明を、それぞれ受けた後に、付託案件の審査を行いました。

まず、請願第 1 号、米価対策の意見書を求める請願についてであります。審査内容としましては、紹介議員である平岡議員から追加説明として本請願の県下市町に対する提出状況及びその審査状況が報告され、さらに請願者の思いとして、国における米価対策としての過剰米の緊急処理を行い、米直接支払交付金半減措置の中止を強く求めていることが、改めて報告をされました。

なお、県下における同趣旨の請願の処理状況は、29 市 12 町のうち、3 市 6 町に対して請願提出が行われ、市川町と福崎町の 2 町で採択になっています。

審査においては、請願趣旨を履行することによって、さらに小規模農家を守るために、どの程度の財源が必要になるのか。また、一昨年度から進められている農政改革の中で、請願趣旨を踏まえて生産調整を行い、米の買取価格だけを安定させることによって、他の重要な政策である大規模農家や認定農業者をはじめとした重点的な支援強化策や中山間地を対象とした日本型直接支払制度が国の財政的な面から相当困難になるのではないかとこの質問が行われました。

これに対して、紹介議員からは、請願趣旨を履行するための財源については明確ではないが、農家が農業を続けることによって国土を保全している現状については、農家以外の理解を十分に得られるとの説明が行われました。また、農政改革全体に対する影響については、今回の請願は米価補填に特化したものではなく、その他の農業課題についても、日本の農業を守り安全な米を消費者に提供できる点から反するものではない旨の説明が行われました。

審査の中での主な意見としまして、現在進められている農政改革における制度改正は、主に 4 点あり、米価補填交付金廃止と、それから直接支払交付金の増額による飼料用米や加工用米を中心とした生産調整、そして認定農業者や集落営農など対象に絞った強化策、そしてさらには佐用町のような中山間地を守るための日本型直接支払制度の強化などの 4 点、その中でも多額の財源を要している生産調整に伴う米価補填交付金制度を継続するこ

とは、農政改革全体に要する経費が制限され、制度改革全体にも影響が考えられるとの反対意見がありました。

また、賛成の立場からは、米直接支払制度の半減措置や米価変動補填交付金制度の廃止は、生産者に対して2重、3重の困難をもたらし、米価の暴落と流通の停滞が過剰米にあることは明らかな現状を改善するためには、生産調整が不可欠との意見が出されました。

委員会として審査の結果、採決を行い、本委員会としては、賛成少数で不採択と決定いたしました。

続いて、請願第2号、TPP交渉に関する請願についてであります。

審査内容としましては、前件同様に紹介議員である平岡議員から追加説明として、本請願の県下市町に対する提出状況、及びその審査状況が報告され、さらにはアメリカ上下院における貿易権限促進法の審議過程が示され、交渉国における条件協議が困難な状態にあることが報告されました。なお、本請願の県下における状況は、先ほどの出願状況の中で、市川町のみで採択になっています。

審査における主な意見としましては、国内における交渉経過の推移から今年の夏に決着を迎えようとしている中、4月24日に行われたJA全中会長の申し入れに対し、担当の甘利大臣からは、国会決議を受け止めながら交渉していくとの考えが示されていることや、近況から考えて交渉の山場を迎えているこの時期に、農業部門だけが撤退することで、他の交渉分野に対する影響が大きく、国内の経済全体から考えると好ましくないとの意見が出されました。

また、賛成の意見としては、今回の交渉は農業分野だけではなく、医療や保険、入札業務など他の分野においても交渉の大きな譲歩が見え、特に農業分野においては国会決議を行い公約としているにもかかわらず譲歩していく形の交渉が進められ非常に危険であるとの意見が出されました。

当委員会としましては、審査の結果、採決を行い委員会としては賛成少数で不採択と決定しました。

以上で、委員会での審査報告とします。

議長（西岡 正君） 委員長の審査報告は終わりました。

それでは請願第1号から順次、委員長報告に対する質疑及び、討論・採決を続けて行いますので、よろしくお願いをいたします。

まず、請願第1号、米価対策の意見書を求める請願について、委員長の報告に対する質疑を行います。ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。まず、原案に賛成討論の方はありますか。

〔平岡君 挙手〕

13番（平岡きぬゑ君） 賛成でいいんですね。

議長（西岡 正君） はい、原案に賛成です。

13 番（平岡きぬゑ君） 私は、請願第 1 号、米価対策の意見書を求める請願に原案賛成の立場から討論を行います。

2014 年産米価は 40 数年前の水準にまで低下しました。農協の概算金は前年を 1 俵、60 キロ当たり 3,000 円前後も下回っております。米をつくるのに、どれほどコストがかかるのか、農水省の調査では、全算入生産費 1 俵 1 万 6,236 円、これは農水省調査過去 5 年の全国平均。種もみや肥料、燃料費などの物財費だけでも 9,666 円、いずれも過去 5 年間全国平均かかります。農家は生産費の半値、物財費を割り込む価格で米を出荷することになります。低米価に加えて、政府は今年から米の直接支払交付金を 10 アール当たり 1 万 5,000 円から 7,500 円に半減、米価下落補填給付金も廃止し、生産者を不安のどん底に陥れました。

政府の政策に沿って規模を拡大した農家ほど、その影響は深刻で、地域経済にも大きな打撃を与えるものです。

米価暴落は過剰米が原因とされていますが、過剰米は、せいぜい 30 万トン前後、政府がその気にさえなれば、対策は十分可能な水準でした。

しかし、政府は米価は市場が決める。価格維持のための需給調整はしないとした姿勢こそ、米価暴落の最大の原因です。

農家が再生産できる価格が保障され、消費者がいつまでも国産米を食べ続けられる農政が求められます。

政府に米の需給調整で米価の回復を求めること。米直接支払交付金の半減措置と米価変動補填交付金の廃止撤回を求める意見書提出に対して、私は、賛同いたします。

以上、賛成討論といたします。

議長（西岡 正君） はい、次に、反対の討論ありますか。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内議員。

11 番（矢内作夫君） 請願 1 号、米価対策の意見書を求める請願について、反対の立場で討論をさせていただきます。

今回の請願は米の需給調整を行うとともに、米直接支払交付金半減措置と米価変動補填交付金廃止の撤回を関係機関に求める内容であります。

平成 25 年度において政府が示した日本の農業の構造再編では、中間管理機構に代表される農地の集積化と重点支援による農業者の所得安定、そして現在進められている農業委員会や農協、農業生産法人に対する規制緩和が大きな柱とされています。

さらには、これを受けて昨年度から行われている農政改革においては、農業生産者に対する補助金、交付金の見直しを行い、限られた国の資源の中で、今も委員長報告にありましたが、4 つの大きな制度改正が行われようとしております。

1 点目は、本請願に関連する減反政策の廃止であり、従来 1 万 5,000 円の直接支払交付金を 29 年度産まで半減とし、その後は、米価変動補填交付金とともに廃止をされます。

2 点目が、転作支援の強化です。水田の利用を促すために、直接支払交付金として、従来、反当たり 8 万円が支給されていましたが、これを 10 万 5,000 円に引き上げています。対象としては、飼料用米や米粉用米など加工品あるいは飼料用の生産量を増やすという生産調整を進めてまいります。

そして 3 点目が農政の支援対象者を明確化するために、いわゆる認定農業者や集落営農、

それから認定就農者への支援強化。これらの対象者に対しては、畑作物直接支払交付金であるとか、あるいは保険的な制度が収入減少影響緩和対策ということで補填額が従来に比べて非常に拡大をされ、対象範囲も補填金も補填割合も拡大をされております。認定農業者や生産法人からは評価されています。

最後に4点目ですが、佐用町のような中山間地を対象にした日本型直接支払制度の創設であります。従来、集落営農や地域で行っている農地の保全活動、それに対して、より手当を厚くしてまいっております。それについては、全国でも非常に申請が多く、今年の申請については、既に国において打ち切りとなるほど好評な制度となっております。

こうした制度改正の推移を知る中で、改正の重要な部分である米価補填と生産調整に関しての従来の制度に戻すことになる、それを維持するための多額の財源が必要となり、ほかの制度改正に及ぼす影響は少なくないものと考えられます。国においては、限られた農業関係予算の中で有効的な制度改正を進めている途上であり、その制度を引き続き維持して、日本の農業の転換を期待するためにも、本請願には反対をするものであります。

以上で、反対討論といたします。

議長（西岡 正君） はい、ほかに討論はありますか。

ないようですので、討論を終結します。

これより請願第1号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択であります。本請願を採択することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、少数であります。よって、請願第1号、米価対策の意見書を求める請願については、不採択とすることと決定いたしました。

続いて、請願第2号、T P P交渉に関する請願について、委員長の報告に対する質疑を行います。ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。まず、原案に賛成討論の方、ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 請願第2号、T P P交渉に関する請願に原案賛成の立場から討論を行います。

T P P交渉の現状は、5月26日の閣僚会議中止となり、次回は未定のままです。

また、アメリカでは憲法上、貿易交渉権限は議会が握っており、T P P妥結のためには、貿易促進権限法を成立させ、政府が議会から権限を譲ってもらうことが不可欠です。貿易促進権限法は、アメリカの上院を通過しましたが、下院通過は全く見通しが立たない状況です。

日本政府は、牛肉関税を4分の1の9パーセントに、豚肉関税を10分の1に大幅に引

き下げ、さらに、アメリカ米の特別輸入枠を現在の主食用輸入と同量に増やすなど、ＴＰＰ妥結を目指し、大統領とアメリカ議会に誓うなどと報道されており、国会決議をはみ出しています。

また、交渉で最難関と言われる知的財産権の分野では、巨大製薬企業の利益を優先して特許保護期間の延長を迫るアメリカ、日本に対し、新興国側は、ジェネリック医薬品の利用は、国民の命にかかわる問題として強く抵抗しています。

行き詰まりの背景にあるのは、アメリカのルールをアジア太平洋地域に押しつけ、３カ国の国家主権を侵害し、国民の生活を悪化させ多国籍企業のためのルールづくりの狙いが、ますます明確になっていることです。

ＴＰＰの交渉に関する国会決議は、ＴＰＰは原則として関税を全て撤廃することとされており、我が国の農林水産業や農山漁村に深刻な打撃を与え、食料需給率の低下や地域経済、社会の崩壊を招くとともに、景観を保ち国土を保全する多目的機能も維持できなくなるおそれがある。

また、ＴＰＰにより食の安全、安心が脅かされるなど、国民生活にも大きな影響を与えることが懸念される。

交渉参加について、幅広い国民の合意が形成されている状況ではない。国民への十分な情報提供を行い議論を行うことを求めています。

請願は、国益を守るために、国会決議を遵守し、守れない場合は、交渉からの撤退を求めています。

私は、請願趣旨に賛同し、賛成討論とします。

議長（西岡 正君） はい、次に反対の討論はございますか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫議員。

10 番（岡本安夫君） 請願第 2 号、ＴＰＰ交渉に関する請願についての反対の立場で討論をさせていただきます。

この請願は平成 25 年の国会決議に反するＴＰＰ交渉が行われた場合に交渉から撤退することを国に求める請願ですが、交渉経過については、本年 3 月以降各分野での交渉内容が明らかになってきています。

特に、農業分野においては、関税の引き下げに関連して輸入米数量まで具体的に示されたとの報道もありました。これを受けて、先ほどの委員長報告にもあったように 4 月には、ＪＡ全中の萬歳会長がＴＰＰ担当大臣に直接申し入れを行い従来の国会決議を受け止めながら交渉していく考えを引き出しています。

こうした経過もある中で、請願趣旨に沿うことで交渉を撤退することは、ほかの農業分野はもとより交渉に含まれる全ての日本の産業全般に大きく影響が生じるものと考えられます。

ＴＰＰ交渉の参加に関しては、佐用町議会も農業分野を念頭に置いて反対をしてきた経緯もありますが、国において日本経済全体を考慮し、ＦＴＡやＥＰＡに優先してＴＰＰへの交渉を選択し進めています。

現下では、この選択を指示して反対の討論といたします。

議長（西岡 正君） はい、ほかにございますか。

ないようですので、討論を終結します。

これより請願第2号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択であります。本請願を採択することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、少数であります。よって、請願第2号、T P P交渉に関する請願については、不採択とすることに決定されました。

日程第29. 請願第3号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書採択の要請に関する件

議長（西岡 正君） 続いて日程第29に入ります。

今期定例会に請願1件を受理しております。

請願第3号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2016年度政府予算に係る意見書採択の要請に関する件は、会議規則第87条の規定により委員会付託を省略し、直ちに審議に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

それでは、請願第3号を議題といたします。

請願について紹介議員の説明を求めます。9番、山本幹雄君。

〔9番 山本幹雄君 登壇〕

9番（山本幹雄君） 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書採択の要請に関する件で、趣旨説明といたしましては、日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。しかしながら、第7次教職員定数改善計画の完成後9年もの間、国による改善計画のない状況が続いています。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏づけされた定数改善計画の策定が必要です。一人一人の子供たちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠です。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子供たちや障害のある子供たちへの対応、いじめ・不登校などの課題もあります。こういったことの解決に向けて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要です。

幾つかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、国の施策として定数改善にむけた財源保障をすべきです。

三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられました。その結果、自治体財政が圧迫され非正規教職員も増えています。子供

たちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

子供の学ぶ意欲・主体的なとりくみを引き出す教育の役割は重要です。そのための条件整備が不可欠です。こうした観点から、2016年度政府予算編成において下記の事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出をお願いいたします。

1、子供たちの教育環境改善のために計画的に少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

これで、趣旨説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（西岡 正君） 本請願に対する紹介議員の説明は終わりました。

これから質疑を行いますか、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行いますか、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより請願第3号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

この請願第3号について、採択することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって請願第3号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書採択の要請に関する件は、採択することに決定いたしました。

〔山本君「議長、動議」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

9番（山本幹雄君） 議長、動議を提出いたします。

先ほど請願が採択されましたので、少人数学級の推進など定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書（案）を、本日の日程に追加されることをお願いいたします。

議長（西岡 正君） ただ今、山本幹雄君から、意見書案を日程に追加し、議題とすることの動議が提出されましたが、賛成者がありますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） この動議は、1 名以上の賛成者がありますので、成立いたしました。
ここで、暫く休憩をいたします。

午後 0 2 時 3 2 分 休憩

午後 0 2 時 3 3 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、ここで休憩を解き、会議を再開いたします。
山本幹雄君から、お手元に配付いたしましたとおり、意見書案が文書で提出されました。
お諮りします。意見書案についての動議を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって日程に追加し、追加日程第 1 として
議題とすることに決定いたしました。

追加日程第 1．発議第 2 号 少人数学級の推進など定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1
復元を求める意見書（案）

議長（西岡 正君） それでは追加日程第 1 に、発議第 2 号、少人数学級の推進など定数
改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を求める意見書（案）を議題といたします。
この際、お諮りします。本件は請願第 3 号の採択にともなう意見書の提出でありますの
で、議事の順序を省略して、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。
これより発議第 2 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
発議第 2 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって発議第 2 号、少人数学級の推進など
定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を求める意見書（案）は、原案のとおり
可決されました。

日程第 30. 委員会付託について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 30 に移ります。
日程第 30 は、委員会付託についてであります。
しばらく休憩します。

午後 0 2 時 3 5 分 休憩

午後 0 2 時 3 6 分 再開

議長（西岡 正君） 休憩を解き会議を続行します。

ここでお諮りします。お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

議長（西岡 正君） 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、明日 6 月 10 日、午前 10 時から一般質問を行いますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。どうもご苦労さんでした。ありがとうございました。

午後 0 2 時 3 7 分 散会
